



「直包体」 石を薄く板状にスライスし、積み重ねて焼いている。2002 年作



Balloon Construction 2006 年作
これは焼いてない生の石です。「水玉のかたち」展という
展覧会への出品作。



「磔」 2006 年伊丹国際クラフト展で準大賞を受賞した作品。
一応、お酒を呑むための器として作られてます。石の中が削り貫
かれています。どうやって削り貫くんだらうと思うと、結構ハイテ
クニックな制作であることを想像させます。



陶芸用の電気窯のある石彫工房

第2回

瀬戸内海「しまなみ海道」の石の彫刻工房

こうのたかひで
河野隆英さん

石を焼いています。温度は1,200度ぐらいではないでしょうか。そのぐらいの温度で融け始める石があるんです。火山灰が固まってできた凝灰岩系の石とか、鉄分を多く含む石が融けやすいということです。

その性質を利用して石の造形作品を創ります。つまり熱で融けていく間の、いい形だと思えるところで火を止めて、作品として見せるのですね。

なんで石を焼くのってよく訊かれるそうです。なぜかという、石の彫刻というのは、ふつう堅い石にノミをあてて刻んでいて作り出すものです。つまり作り手の意思のようなもので形を決めていく行為であるわけですね。それに対して焼いて融かすというのは、そういった自然の作用にまかせるようなところがあって、作り手の意思が貫かれていないということになります。その点では土を焼く「やきもの」に似ているところがあります。しかし今度はやきもの屋さんに言わせると、石を焼くのは邪道というふうに見えます。焼くのは飽くまでも「土」であって、「石」ではないというわけです。

だから河野さんの創作は彫刻でも陶芸でもない、というふうに見られたりします。まるで、鳥類でも哺乳類でもないコウモリみた

いですね。しかしそういった所属の不明のもの、境界線上のもの、ジャンルとジャンルの間を横断するものといったイメージは、実はとても現代的であるとも言えるのです。

その現代性ということは、結局、新しいかたちを創りだす最前線に在るということを意味しています。河野さんが取り組んでいる「新しいかたち」というのは、日常的に見えていると思っている石の形が融けて変化していく、そのさなかに見出されてくる「もうひとつの形」なのです。しかしそれが何であるかということは、今度は逆に見る人の問題であるということになるかもしれません。

河野さんの工房は、瀬戸内海の因島（現広島県尾道市）にあります。このあたりはたくさん島が入り組みながら、瀬戸内海の西側と東側の間に立ちはだかる壁のように並んでいます。今はその島と島を道路でつないで、四国と本州の間を車で行き交うことができるようになっています。そのコースは「しまなみ海道」と名づけられて、瀬戸の穏やかな気候と風光明媚な景観を、車を走らせながらたっぷりと楽しむことができます。

工房の近くにきれいな海浜があるらしく、七輪を持ち出して一杯やりましょうという便りを、河野さんはときどき筆者宛てに寄越してくれます。

「やきもの」でもない「彫刻」でもない石の造形

(制作/かたち21)

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 612
2008 January



表紙写真

「湿原のシンデレラ」

第22回写真コンクール入選
太田 正人 ●長野会

美の工房 工芸評論家 ●笹山 央

- 03 新年の挨拶／役割分担と連携で更なる前進を！(歳の初めに)
日本土地家屋調査士会連合会会長 ●松岡 直武
 - 04 新年の挨拶／新年を迎えて
法務省民事局長 ●倉吉 敬
 - 05 山口会にADR立ち上がる
 - 10 つくば市制20周年記念 ウォーキング大会
 - 13 LOOK NOW 法務省民事局民事第二課と打合せ
 - 14 「自由民主党司法制度調査会登記オンライン」
プロジェクトチームのヒアリングに関する報告
 - 18 情報スクランブル
「公契約法」の制定を 全法務省労働組合 中央執行委員長 ●岩波 薫
 - 20 CSIS DAYS 2007 全国共同利用研究発表大会
 - 22 特定認証局の動き
オンライン登記申請のススメ
 - 23 会長レポート
 - 26 広報最前線 富山会
 - 28 世界遺産候補建物
上野の森の『国立西洋美術館』
 - 30 「日本を測る人びと～土地家屋調査士法の誕生～」著者 藤原政弥
Land and House Investigator
 - 31 会員研究論文募集のお知らせ
 - 32 ネットワーク50
熊本会・京都会
 - 34 会務日誌
 - 35 ブロック新人研修開催公告 中部・中国・東北・四国ブロック
 - 36 土地家屋調査士名簿の登録関係
 - 37 平成19年度土地家屋調査士試験の結果について
 - 38 大規模災害基金状況
 - 40 公嘱協会情報 Vol.70
 - 41 土地家屋調査士の本棚
宅地防災マニュアルの解説 第二次改訂版 全2巻セット
 - 42 なるほど ナットク 国民年金基金 1
ご存じですか？国民年金基金のこと ～老後の生活設計にもうひとつの安心をプラス～
 - 44 会員の広場を利活用ください
 - 46 ちょうさし俳壇
 - 47 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の
団体指定について
 - 47 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

役割分担と連携で 更なる前進を！ (歳の初めに)

日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡 直武



全国各地でご活躍の土地家屋調査士の皆さん、新年明けましておめでとうございます。

ここ数年、私たち土地家屋調査士の制度環境・業務環境は明らかに変革を遂げつつあります。不動産登記法・土地家屋調査士法の改正後の環境整備も急速に進んでいます。

多くの方々が筆界特定制度における調査委員や代理人として活躍されています。

境界に関するトラブルを解決するための調査士会 ADR は既に 27 センターを数え、資格者団体の設置する ADR としては屈指のものとなりました。

昨年末には『境界問題相談センターおおさか』が日本で第 6 番目という早い時期に、裁判外民間紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）により時効の中断や弁護士法 72 条の規定の特則が適用されるなどの一定の法律上の効果を付与される ADR として法務大臣の認証を受け、より利便性と信頼性の確保された紛争解決手続としてのスタートを切っています。

境界 ADR において代理人として活動できる民間紛争解決手続代理関係業務認定調査士として法務大臣の指定を受けた方は既に約

2300 名を数えています。

改正法施行後 3 年、いくつかの隘路が指摘されていたオンラインによる登記申請も 1 月から改善策が実施されています。既に大部分の登記所がオンライン申請取扱庁に指定され、地図情報システムの配備も着々と進んでいるとのことです。日調連特定認証局の発行する認証カードの保有会員も 7000 名以上に達しています。

今年度、連合会では、業務環境の変革や技術・測量機器分野の革新、地理空間情報としての測量・地籍に改めてスポットが当てられつつあるという社会環境の変化を強く意識し、『会員の基礎体力の向上』と『会員力の結集』をスローガンに多くの施策に取り組んでいます。技術センターやデータセンターの新設、登記基準点の位置づけについての検討、CPD（専門家の資質向上のための継続的研修）の試行、日調連 ADR センターの設置、オンライン申請サポート体制の構築等々です。

他方、土地家屋調査士のいわば基盤業務である表示に関する登記制度の充実と発展について、原点に戻ってそのあるべき姿を再構築しようと、未登記建物解消キャンペーンや地図づくりへの取り組みを通じて関係機関にも積極的な提

言などを行っています。

連合会、単位会、役員、会員の皆さんが役割を分担しながら、一緒になって取り組むこれらの事業は会員の皆さんの日常業務への真摯な取り組み姿勢と相まって、土地家屋調査士の業務の掘り起こし、制度の充実と発展に繋がっていくものと期待しています。

本年が、土地家屋調査士の制度と不動産登記に関連する諸制度の未来を拓く大きな礎を築く年となりますことを祈念申し上げ、干支の始め、子年の新春の挨拶とさせていただきます。



新年を迎えて

法務省民事局長 倉吉 敬



全国の土地家屋調査士の皆様、新年明けましておめでとうございます。

皆様には、ご健勝裡に、清々しい新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。また、日ごろ、不動産の表示に関する登記制度の適正かつ円滑な運営についてご協力いただいておりますことに對し、改めて、厚く御礼申し上げます。

今年は、平成の時代に入っちょうど 20 年目の区切りの年。早いもので、昭和の最後の 1 年間に生まれた子供たちが、今年満 20 歳の誕生日を迎えます。昭和は遠くなりますが、平成が成年期にさしかかったことで思いを新たにしている方も少なくないでしょう。昨年の 7 月に民事局長に就任したばかりの私も、気持ちを引き締めて、諸々の課題に前向きに取り組んでいこうと思っています。

さて、昭和 63 年に東京法務局板橋出張所でスタートした登記事務のコンピュータ化は、今年 3 月末の完成を目指していよいよ大詰めを迎えています。平成の時代と併走しながら全国展開を進めてきたこの事業が、20 年目の今年に完成しようとしているのも不思議な巡り合わせを感じます。今年度中には全国の登記所でオンライン

申請が可能となる体制を整えるとともに、引き続き、地図のコンピュータ化の全国展開はもとより、その基盤となる地図整備の推進と筆界特定制度的確な運用に全力を挙げるつもりです。

まず、新設された筆界特定制度ですが、平成 18 年 1 月の運用開始後 2 年が経過し、この間、当初の予想をはるかに上回る出件がありました。3 年目に入る今年も大きな手応えを感じています。筆界調査委員又は申請代理人として制度の運営に積極的に関与してこられた皆様と共に、この画期的な制度に対する国民の期待と信頼が一層揺るぎないものとなるよう努めていきたいと思ひます。また、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修の課程を修了し、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士の皆様は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件に代理ができることとなりました。各土地家屋調査士会においては、弁護士と協働の ADR 機関として全国各地に境界問題相談センターを設立してこれ、研修を終えて法務大臣の認定を受けた方の数は 2000 名を超えています。筆界特

定制度と境界紛争 ADR を通じて職域を広げた皆様のますますのご活躍を期待しています。

登記所備付地図の作成作業は、平成 15 年 6 月に内閣の都市再生本部から示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」（いわゆる平成地籍整備）の方針を受け、平成 16 年度からは都市部の地図混乱地域を対象として実施していますが、年々拡大基調にあり、土地家屋調査士の皆様のご尽力をいただいで大きな成果を上げています。併せて、今後は、国交省の都市部における地籍調査事業をサポートすることにより地籍図の送付を受けて 14 条地図を整備するとともに、地図に準ずる図面の地域については、現状の公図に公共座標値と地積測量図の座標値をあてはめることにより 14 条地図に近づけていくことを目指して、この平成地籍整備事業を推進してまいります。

今年も、土地家屋調査士の皆様と共に、地図の新しい時代を確かなものとする歩みを進めていきたいと思ひます。皆様方の日々の研さんと業務の改善進歩に対する努力によって、土地家屋調査士制度に対する国民の信頼がより一層高まることを祈念しています。



山口県土地家屋調査士会
山口県弁護士会

山口会にADR立ち上がる

(A:オルタナティブ への代わりに(裁判外)、D:ディスピュート 紛争、R:リゾリューション 解決)

境界問題相談センターやまぐち
運営委員 打越 充浩

平成 19 年 11 月 11 日(日)、本州の西端に位置する山口会において、全国 27 番目として「境界問題相談センターやまぐち」を開設いたしました。

1. 山口県、山口会の紹介

県民 149 万人、山口会では 250 人(認定土地家屋調査士 54 人)の会員を抱えております。東西に広がる県で、瀬戸内海と日本海に面し、東は米軍基地で有名な岩国市で経済圏は広島県です。西は「ふぐ」で有名な下関市があり経済圏は福岡県で、関門海峡を挟んだ北九州市と市政交流をしています。さらに北は、幕末の思想家、吉田松陰を輩出した萩市があり、様々な気質や考え方を持つ会員が活躍しております。

今回、センターが設置された土地家屋調査士会館は、観光蒸気機関車が白い煙を吐いて走るローカルな山口駅構内にあります。本会役員の中には会務に新幹線(当県には 5 つもの停車駅があります)や、山陽自動車道、中国自動車道の高速道路を利用して片道 90 分もかけ出席する者もおります。



調査士会館

2. 設立までの道のり

山口会がセンター設立に至るまで歩んだ道のりを少し説明させていただきますと、平成 16 年に福岡会、翌年には広島会と隣接県において相継ぐセンター設立により、山口会も設立するという使命感に駆られた前会長の瀬口潤二氏が、平成 18 年 5 月の定時総会において、センター設立準備委員会(副会長 2 名含む委員 6 名)を設置することの承認を受けました。

そして、スローペースながら、先行会からの情報収集や研修会・説明会への参加等を経て、ほんとに山口会で作れるのか? いや、全国でこれだけ立ち上がっているのだから、何とかなるんじゃないの? 先行会の「良い所取り」をしたらきっとできるよ(この時点では過酷な日々が来ることを、準備委員は気付いていなかった)と、まだ、おぼろげにしか形が見



調印式
弁護士会 松崎会長、当会 西本会長

えていなかったにもかかわらず、平成19年11月11日「土業の日」無料相談会(県下9の法律関連士業団体で構成、土業の士が十と一で構成されていることを掛けたもの)がたまたま日曜日ということで、楽観的な目標を定めセンターを開設することになりました。平成19年2月に山口県弁護士会に協力をお願いし、同年5月の定時総会において、センター設立を決めました。

山口会は、連携する弁護士の担当者と以前から公嘱協会との関係で懇意であり、ADR特別研修の弁護士講師も担当し土地家屋調査士業務についても理解されている協力的な弁護士のおかげで、順調な連携を構築することが出来ました。今後、開設を検討される単位会は、準備を進めて行く上で弁護士会との連携は重要なキーワードになると思います。

いよいよラストスパート、気がつけば残り半年しか無いのです(この時点で、準備委員会は5回目)。この総会で、会長が瀬口潤二氏から準備委員で副会長であった西本聡士氏にバトンタッチされたことにより1名欠員し、委員1名の交代があり浦井準備委員長以下5名が半年間、自己業務とセンター準備作業での苦悩な日々(全20回の準備委員会開催)に突入するのです。

時は待ってくれません。やるべき事も山積みです。やるしかないのです。しかし、いったい誰がそれからの苦悩を予想していたでしょうか…先行会もきっと同様だったと思いますが、皆、自己業務と家族を顧みる余裕もなく、ひたすら自己犠牲のもと、新幹線や高速道路を使って山口市に集まり、朝から晩まで議論を重ね、家に帰ってからも夜中までメールで会議を行う。一つのキーワードに対し意見が対立(イメージがわからない等)すると、何時間も議論を行い、結果、次へ次へと議題が持ち越して行き、なかなか前に進まない。これを何度繰り返したのでしょうか。

3. ハード面での課題の乗り越え

そして、ようやくセンターを立ち上げる形が見え始めた頃(9月末)に、弁護士会とのセンター運営に関する協定書の「調印式」を執り行うことが出来ました。「調印式」は、テレビ2社、ケーブルテレビ1社、

新聞4社(内1社は継続取材有り)から取材を受け、PRしていただきました。

調印式をテレビ報道でより厳粛に演じるため、1階の会長室にある重たい執務机を3階の会議室に移動、壁にセンターのポスターを貼り付け、協定書も分厚いノート式、協定書を持つのは白い手袋と初めてのことばかりです。又、調停室をどうするかで議論になり、会館の部屋をあちこち確認。当初、部屋の一部改装を計画、テーブルについても8月に研修会講師で来ていただいた愛媛大学の和田直人先生からの助言もあり、ラウンドテーブル(円形)が良いと委員全員が決断しましたが、予算との兼ね合いにより断念しました。

調停室、最終的に決まったのが3階の大会議室の奥にある小会議室。ここは名前だけは会議室になっていますが実際は倉庫で、「準備委員全員、当日作業服で集合せよ!」との号令により1日がかりの大掃除、手当たり次第除去となりました。

結果、改装費を掛けず建設当初の立派な会議室に逆戻り、しかしまだラウンドテーブルで良い物がありません。特注まで検討しましたが結果、大会議室の研修テーブルを5台長方形に組み合わせるとそれなりになり、経費は肉体労働だけに。

以上の様に委員は心身共に過酷な準備を経て、いや、一番大事な事を忘れておりました。いつも委員の過酷な要求に笑顔(?)で応えてくれて、休日出勤、自宅持ち帰りの業務をこなし、センター設立に間に合わせてくれた、新人ながら優秀な事務局職員の貢献があったからこそ、「境界問題相談センターやまぐち」が予定通り平成19年11月11日(日)にオープンすることができました。心より感謝しております。

4. 記念式典、祝賀会

記念式典は、オープン日から約一週間後の11月17日(土)山口市内の湯田温泉ホテル「常盤」にて開催しました。まず、第一部の記念講演として財団法人民事法務協会小池信行会長より「日本の裁判制度とADR、土地家屋調査士に期待するもの」という題目で講演していただきました。社会人から弁護士を目指し、裁判官、大阪法務局長などを歴任された小池会長がお話しされた、土地家屋調査士がこれから持た



小池先生



西本会長



浦井センター長と岩国竹楽坊の皆様

なければいけない「高い倫理観」については、聴講した土地家屋調査士一同、肝に命じたことと思います。

第二部の式典及び祝賀会には、来賓として、松岡直武連合会長を始めとする、山口地方法務局長、河村建夫衆議院議員、山口県知事（代理）、県議会議長、県下6法律関連士業団体、中国、四国、九州のブロック協議会、近隣土地家屋調査士会の方々にご臨席いただきました。会員を含む約100名のもと、設立までの苦労話等も交え、懇談の一時を過ごすことができました。また、祝賀会においては、当会の浦井センター長（開設に伴い準備委員長から変更）も所属する手作り竹楽器によるバンブーオーケストラ「岩国竹楽坊」の皆様により、「世界に一つだけの花／スマップ」他3曲とアンコール曲を演奏していただき、心の和む美しい音色に耳を傾けました。

その他、沢山の方々のご協力のおかげで、大変素晴らしい式典になったと思います。

本当に有難うございました。

5. 現状と課題

こうして、式典を無事に終えました現在の山口会の状況と、今後の課題について記述したいと思います。

今のところ相談員、調停員は全員認定土地家屋調査士で構成し、更に10年以上の経験者という枠を設けていますが、今後は全会員を対象とした研修の回数を重ね、一定の研修修了者という枠で構成できる様、拡大していきたいと考えております。

センターに相談員を常駐することや、専属の事務局職員も置くことが費用的に無理であるため、愛媛会の受付面談という形式を参考にさせていただきました。

これは、会の事務局職員（2名しかいません）が、センターにかかってきた電話又は来館された方に対して仮受付のみを行い、後日、土地家屋調査士により本受付を行う方法で、事務局職員は内容には全く触れません。毎週水曜日の午後から1件当たり1時間の枠で土地家屋調査士が直接内容を伺い（無料）、受付を行う旨を説明します。そして、予約が入ると、各週ごとに事前に割り当てられている受付面談員（土地家屋調査士2名1組）が半日ほどセンターに常駐し、センターに関連する事案なのかどうかの「振り分け」を行い、相談の受付をします（前の週の金曜日までに予約が入らない場合は、受付面談員に「予約無し」の連絡を入れ、受付面談員の負担を軽くします）。

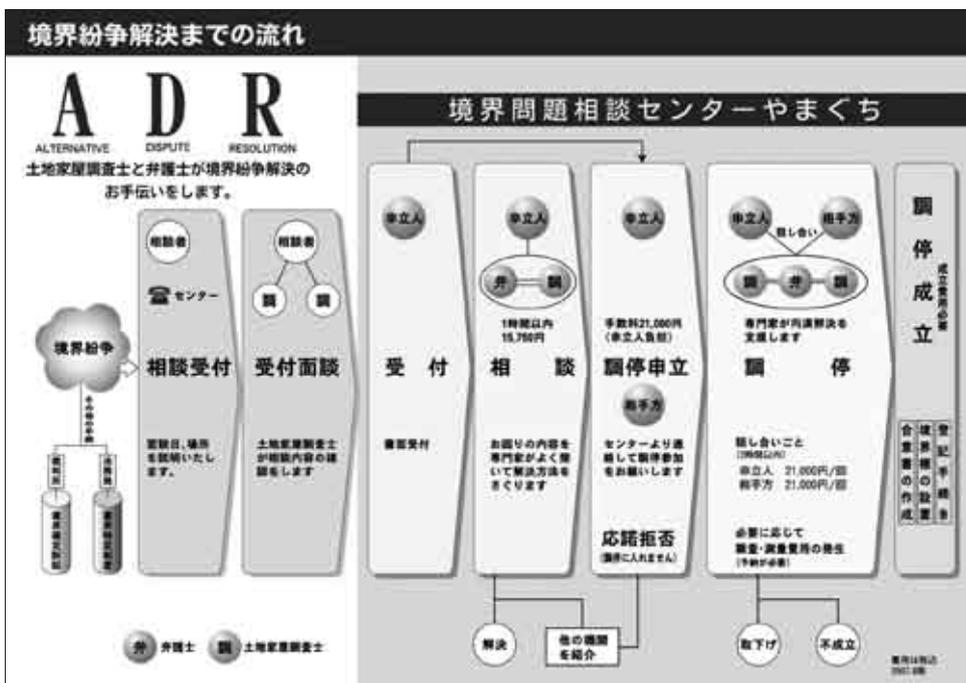
現在、受付面談は、山口県下の事案を、県内からの交通アクセスのあまり良くない、山口市内の土地家屋調査士会館で行っております。東西に広がる地域性を考慮し、今後は、研修と経験を積み重ね、最終的には各支部（7箇所）単位で受付面談ができるよ

う、利用者にてできるだけ負担がかからず、多くの方々のニーズに応えられるようなセンターを目指したいと考えております。

また、これは今回のセンター設立には直接関係のない事柄ですが、山口県の特長点として「山林の地図」が法務局に備わっていない事が上げられます。

それなのに高速道路も、新幹線も、ちゃん通っています。登記処理（地図はありませんが地積測量図でそれぞれ接続）もされています。

地番が耕地番（宅地及び農地）と山林番（いわゆる山）が大字単位で1番からそれぞれ付されているため、標高の低い山付近において両番号が近いと「山と耕地の番号」が混同し、地図混乱地域が沢山出来



とちかおちょうさし 土地家屋調査士って？

土地家屋調査士は、土地や建物に関する不動産の戸籍ともいえる、住家、店舗、雑種等を法務局に登録する仕事を通じて、国民の財産を守るお手伝いをしています。

子供が生まれたら出生届を市役所に届けて戸籍を作るように、土地の分筆、地目変更、建物の新築登記等、不動産の表示に変更や、新設があった場合、そのほとんどを皆さんに代わって法務局に登録申請をしています。

なかでも、土地の調査、測量を伴う登記手続きにおいて、申請地と隣接地との境界調査については、資料調査、測量技術、測量調査等々について豊富な知識と経験があります。

境界問題でお悩みの方 にご相談下さい。

083-922-6118

受付 10:00~16:00 (土・日・祝日は除く)

当センターをご利用の方は、事前に相談受付が必要です。予約なしでお越しいただいてもスタッフは常駐していませんので、ご注意ください。

境界問題相談センター やまくち

ADR
ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION

境界問題で心を痛めてはいませんか？

弁護士 (法律のプロ)

土地家屋調査士 (境界のプロ)

専門家が問題解決をサポートします!

平成19年11月11日(日) **OPEN**

山口県土地家屋調査士会 山口県弁護士会

山口県土地家屋調査士会 境界問題相談センターやまくち

〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号
TEL:083-922-6118 FAX:083-925-8552
E-mail:adr@chousashi.net
URL:http://www.chousashi.net/

ています。この地図の無い土地の登記依頼が来てても知識、経験の無い調査士では処理出来ず、無謀に受託すると事故の元(過去の例)です。

山口会では以前、境界鑑定委員会が主体となり、各地区の地域差を無くすことを目的に、今までの受身研修スタイルから各支部混同の小グループ討論形式の研修にスタイルを変え、1つの例題に対し各地区の温度差がある討論を徹底的に行い、相手の意見を聞き、自分の意見を伝えるというトレーニングを何度も行ってきました。又、山口県「土地制度・地図の沿革」の出版・研修により土地家屋調査士としての基礎知識も一応の成果を得ております。このことも、少なからずADRにおいてのスキルに通ずるものがあるのではないかと自負しております。

6. 設立までの反省と気付き

ここで、少しお許しをいただき、若輩及び勉強不足の私ではありますが、準備委員として携わり気づいたこと等、これから開設をお考えの単位会に少しでも参考になればと思い、列記させていただきたいと存じます。

1. 先行会も模索しながら立ち上げたので、どこまでが100点満点かわからないが、最低限を整備し、その後少しずつ充実(改良)させればいい。
1. センターを設立することは、これから新しいステージに立つ土地家屋調査士の資格が社会に認知される。このことの意義は大きい。(会員の負担が大きくなることの会員説明は必要)

1. それぞれの単位会で出来る範囲の独自性(会員数、予算、都市型か農村型か、地理的条件を考慮した)を持ったセンター設立を目指す。
1. 内部で開設日を設定(目標の日を決定し努力することが早道)し、具体的に検討を行い、前に進む事を考える。
1. 研修の必要性を認識し、若い会員を積極的に参加させ、育てる。
1. 研修は単位会独自での開催にこだわらず、近隣会と共同開催する等の工夫をする。
(有料研修の有無も検討)
1. 準備委員会は規則、印刷物、調停室、式典等の担当部門と、相談員、調停員等の研修担当部門の2部門体制で進めていく。(研修に重点を置く)
1. ADR法の認証を受けるにせよ、受けないにせよ、常に「認証を受ける」という方向で開設を目指す。

現在、司法による境界確定訴訟、行政による筆界特定制度等、境界に関する様々なトラブルに対応した解決手段の選択の幅が出来てきましたが、やはり、国民に一番近い位置である、我々土地家屋調査士が設立した民間型の「境界問題相談センターやまぐち」が、まずは国民の窓口となれるよう、土地家屋調査士自身が高い理念と道徳感を持ち、スキルアップも行い、それに伴い、会やセンターも共に成長していかななくてはならない時代であると強く認識した次第であります。



つくば市制20周年記念 ウォーキング大会

**「つくば市制20周年記念
ウォーキング大会」の実施について**
(社)日本ウォーキング協会理事
(財)日本測量調査技術協会理事・
事務局長 堀野 正勝

去る平成19年12月2日(日)、茨城県つくば市において、「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」が、1100人を超える参加者を迎え、盛会裡に開催することができました。本大会開催にあたり、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)並びに地元茨城土地家屋調査士会(茨城会)の多くの関係者の物心両面にわたるご支援、ご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げますとともに、大会の顛末記を寄稿させていただき、ご協力への御礼の気持ちとさせていただきます。

ウォーキング大会は、今日、年中行事のように全国そこかしこで開催されており、2日或いは3日連続のツデーマーチやスリーデーマーチも各都道府県で行われるようになってきました。茨城県内では、「古河まくらがの里・花桃ウォーク」(平成20年3月には9回目を迎える)というツデーマーチが唯一全国規模の大会として行われています。

(社)日本ウォーキング協会(JWA)並びに茨城県ウォーキング協会(IWA)では、かねてより本格的な全国規模の大会を、古河の大会に加え、つくば研究学園都市を中心に開きたいと考えておりました。平

成19年秋に、図らずもつくば市が市制20周年を迎えるということで資金面等の協力が頂けるということ、つくばエクスプレスがつくばまで開通した(今では、都心・秋葉原より僅か45分の至近となった)ことなどが契機となって、本大会開催の運びとなりました。

大会開催までには、紆余曲折があり今日に至っておりますが、今回の開催にあたってのスタートは、毎年国土地理院で行われる6月3日「測量の日」のイベントの応援ウォーキングです。この応援ウォーキングは数年前から行われ、平成18年6月4日の第18回「測量の日」では236人の参加者がありました。この時に、関係者間で、来年度(平成19年度)は本格的な、ツデーマーチとして開催したいものだとの「夢」が持ち上がったのです。

つくば市制20周年の記念行事として、つくば市が取り上げてくれそうだとの知らせで、いよいよ「夢」の実現に向けてトリガーが引かれました。大会開催にあたり、平成19年4月にはIWAを中心に準備会を

立ち上げ、本格的な活動が始まりました。同年7月には「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」が市民提案型つくばスタイル事業としてつくば市に認められ、資金面での骨格ができました。

つくばスタイル事業への企画提案の本大会のコンセプトは、「つくば市制20周年を記念して全国のウォーカー及びつくば市並びにつくば市周辺に在住する子どもから大人、外国人を対象に、全国他に類のない先端的な科学技術のまち研究学園都市つくばの文化、環境、自然などの魅力を五感と足で感じていただけるウォーキング大会を開催する。また、これらの参加者がリピーターとなって翌年以降は2日間にわたるウォーキング大会『つくば国際ツデーマーチ』として開催できるようツデーマーチのプレ大会として、参加者への対応、コース設定、諸準備作業などの課題、問題点などの検討を併せて行う」としました。

何回かの準備会を経て、同年9月20日に、第1回の「つくば市制記念ウォーキング大会・実行委員



出発式の様子



会」が開催されました。事前に協力をお願いした日本土地家屋調査士会連合会及び茨城土地家屋調査士会のメンバー（委員）等も本格的に加わり実施に向けた体制が整いました。

その後2週間に1度ぐらいのペースで実行委員会が開催され当日を迎えることができました。ボランティアの集まりであるため、会議は、常に夜間（18:00～21:00）又は土日か休日となり、関係者の方々には多大なご負担をかけましたことをお詫びいたします。

いよいよ大会となりました。その前に「せっかくウオーク」をご紹介します。「せっかくウオーク」とはせっかく遠方よりお越しになった方のために本番行事の前日（今回は12月1日（土））に催すおまけの行事で、つくば市近郊の「美しい日本の歩きたくなるみち500選（JWAが国土交通省の協力を得て、平成16年暮れに、全国各県平均10コースを設置）」の「笠間コース」をご案内するウォーキングです。

日調連の藤木広報部長も山本広報員（本大会実行委員）とともにご参加いただきました。もちろん私もご一緒させていただきました。8kmと短いコースでしたが、天気も良く、



笠間コースにて

大変素晴らしい道であったと思います（藤木さんは如何でしたか?）。

12月2日（日）の本番は、師走ではありませんでしたが、前日（土）に続き、穏やかな小春日和に恵まれ、1131名の大勢の参加者があり、大感激の大会となりました。茨城土地家屋調査士会のボランティアメンバーの方々には参加者の誘導や、受付、会場整理等、早朝6時過ぎより午後2時過ぎまで大活躍をいただきました。

当日ご参加いただきました茨城会の皆様には、ご協力いただき心より感謝いたします。また、わざわざご遠方より出発式にご出席いただきました大星日調連副会長、本当にありがとうございました。

開会式は9時よりつくば中央公園（メイン会場）で行われました。大会会長（田仲IWA会長）の挨拶に続き、岡田つくば市副市長（市原市長代理）、小牧国土地理院院長の祝辞を頂き、3人の可愛い地元女子中学生（会場整理など大会ボランティアとして活躍）の「激」で、各コースへとスタート（ただし、30kmコースは筑波支所・サブ会場を8時に出発）しました。

大会コースは、「A筑波山麓むかし道巡り」①32km、筑波山神社・里山を巡りつくば中央公園へ、②20km筑波山神社・里山巡り、③



「歩くぞ!」と激をとばす中学生

10km北条史跡めぐり、「B研究学園都市巡り」④20km、科学、⑤10km、公園、⑥5km、公園ショートコース、「Cバス利用・研究機関巡り」⑦10km、⑧5kmの全8コースで、スタートは8時～10時、ゴールは4時までとなっています。晩秋の紅葉と落葉の中、先端科学都市と奈良時代から続く筑波山麓の新旧の風景・文化・人々の暮らし・風を楽しんでいただけたものと思っています。

特に、本大会の特徴は、「従来のウォーキング形式」に加え「サイエンスバスツアー&ウォーク、博士と歩こう（8人のドクターが参加）、外国人と歩こう（3組の家族が参加）」といったユニークな「独創的・国際的ウォーキング大会」となっています。

前述のとおり、今回の大会は、「つくば国際ソーデーマーチ2008」開催への大きな一歩となったと確信しております。日本土地家屋調査士会連合会並びに茨城土地家屋調査士会の関係者の皆さまの多大なご協力に、改めて心よりお礼を申し上げ、会報への寄稿の締めとさせていただきます。（つくば市制20周年記念ウォーキング大会・副会長）



大会チラシ

「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」に関する寄稿

茨城土地家屋調査士会 木下 博
筑波研究学園都市の顔として当初4町村が合併して誕生したつくば市は、本年市制20周年を迎えました。

つくば市の資料によると現在では、国、独立行政法人、民間を合わせると300を超える研究機関や事業所が存在する、国最大の研究開発の拠点となっていることは、まさにその都市の名に相応しく驚かされます。

2005年にはつくばエクスプレスが開業し、都心からわずか45分の科学の都市は、沿線を中心に大規模な宅地開発が進展し、更に大きな変容をなしています。人であれば成人を迎えた記念として、全国のウォーカーやつくば市周辺の市民などが参加して、5kmのショートコース、10kmコースからタフな32kmのロングコースが用意されたウォーキング大会に、スタッフとして当会から高橋会長、村田土浦支部長をはじめとして8名が参加した12月2日は、穏やかな晴天とたくさんの参加者の笑顔に包まれた日となりました。

「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」取材記

平成19年12月2日(日) 茨城県



駅前から会場までの誘導を担当する茨城会の皆さん

つくば市にて「つくば市制20周年記念ウォーキング大会」が開催されました。本大会は主催者として茨城土地家屋調査士会が実行委員に加わっているため、大会の様相を取材してきました。

このイベントには連合会が協賛団体として参加していますが、これは広報部事業のクラスタ構想があり、地域イベントを通じて土地家屋調査士制度のPR活動を支援する取組みの一環です。

当日は風も無く穏やかな晴天に恵まれ、絶好のウォーキング日和となりました。つくばエクスプレス線の終点である「つくば駅」に接する中央公園には朝9時の開会式を前に熟年の夫婦から中学生まで千人を超える参加者が集まっていました。

開会式は主催者代表として茨城県ウオーキング協会の田仲会長の挨拶から始まり、来賓の岡田副市長、小牧国土地理院長からそれぞれ挨拶がありました。

その後、参加者全員でストレッチ体操を行い、地元中学生が出発の檄をとばしてそれぞれのコースへと出発しました。

茨城会の高橋会長ほか地元土浦支部の皆さんと、群馬会からは小保方会長はじめ数名の精鋭部隊が朝の5時起きで車を飛ばして参加してくれました。皆さん5kmのショートコースを完歩しました。

ゴールに戻った後に行われた景品の抽選会で、高橋会長が2等の地図作成ソフトを引き当てたのは因縁のなせる業でしょうか。

私は実行委員のお手伝いで会場に張り付いていたため歩くことができませんでしたが、藤木広報部長

は10kmのコースに参加、部長の感想は「国土地理院出身の方をメンバーとする「ナウマンの会」に同行して、筑波山麓北条の地ユツタリと満喫しました」とのことでした。

当日は茨城会から8名のボランティアが朝6時30分から駅前の誘導係りやコースのチェックポイントでの誘導にあたり大会の運営をサポートしてくれました。

早朝よりボランティアしていただいた茨城会の役員の方々、土浦支部の皆様、本当にお疲れ様でした。午後になって続々と歩き終えた参加者が戻ってきました。一様にうっすらと汗を浮かべ完歩した達成感が表れていました。

4時過ぎに解散式となり、大きな事故やケガ人が無かったことの報告と、来年の開催を誓って無事終了しました。

主催 茨城県ウオーキング協会、みちくさ、(社)日本ウオーキング協会、茨城土地家屋調査士会 ほか

協力 つくば市商工会

後援 国土地理院、筑波大学、つくば市、茨城新聞社、首都圏新都市鉄道(株) ほか

協賛 ミズノ(株)、関東鉄道(株)、日本土地家屋調査士会連合会ほか

(取材 広報員 山本憲一)



茨城会・群馬会のみなさんと大星副会長

LOOK NOW

法務省民事局民事第二課と打合せ

平成 19 年 12 月 12 日、日調連会議室で「オンライン登記申請の改善策の対応について（要綱案）」[※] に関して法務省民事局民事第二課から小川秀樹課長、村松秀樹局付、千葉和信補佐官、岩田豊彦係長、渡辺陽史係長の出席をいただき、日調連は松岡会長を始め関係役員が出席して打合せを行った。



新不動産登記法が施行され、オンライン登記申請が可能となって二年が経過した。しかし登記に必要な公的個人認証（住民基本台帳カード）が普及しない事がネックとなって、オンライン登記申請も進んでいない現状を打開するため、当分の間に限って時間的に実施するものとして前記要綱案が示された。この要綱案は電子化の対応ができていない一般国民と電子化のできている資格者を繋ぐものとして考えられる。

日調連では認証局を立ち上げ、既に認証カードを所持している会員が 7000 人を超え、更に全会員取得に向けて全力で取り組んでいる。また今年度中にオンライン登記申請全国サポート組織を組成し真正面から促進態勢を構築し会員指導を実施している。このような状況の中で今回の要綱案が全国の会員からいろいろな意見が寄せられている



松岡直武会長



ことから、この度日調連として会員に指導、伝達していく上で法務省の意図を正確に把握する必要があり打合せの機会をいただいたものである。打合せ内容については、別に「Q & A」の形でお知らせ済である。

法務省は今後オンライン登記申請の利用促進を図るため登録免許税の特例が平成 20 年 1 月 1 日から適用されている事もあり、この実効性をあげるため同年 1 月 15 日から要綱案に添った形でオンライン登記申請を実施する予定となっている。日調連としては今後段階的に進めることとし、第 1 段階では乙号申請でオンライン環境の設定を行う。第 2 段階は申請情報をオンラインで送付して添付情報は別送方式とする。第 3 段階は添付情報の電磁的記録化（図面は XML、その他 PDF 等）による先行送付方式、第 4 段階は全てをオンラインで申請する方式、第 5 段階では土地家屋調査士型オンライン方式として土地所在図等と規則 93 条調査報告書のみで登記の処理を行い、他の添付書類は自己管理で対応する方式を目指すものである。



法務省民事局民事第二課
小川秀樹課長

[※]「オンライン登記申請の改善策の対応について（要綱案）」は電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントに掲載されています。

「自由民主党司法制度調査会登記オンライン」プロジェクトチームのヒアリングに関する報告

オンライン申請促進プロジェクトチーム
委員 廣瀬 一郎

「自由民主党司法制度調査会登記オンライン」プロジェクトチームは、関係資格団体からのオンライン登記申請制度の普及促進、同システムの問題点等をヒアリングすることによって、オンライン登記申請を普及させることを目的とするためのものである。

ヒアリングは、8月28日の第1回会同をはじめに11月21日までの計5回開催された。自由民主党からは、座長（衆議院議員）杉浦正健氏、司法制度調査会長（衆議院議員）臼井日出男氏、法務部会長（衆議院議員）吉野正芳氏、事務局長（衆議院議員）河野太郎氏が参加された。

第1回会同の概要について

法務省民事局民事第二課 千葉補佐官より不動産登記手続のオンライン利用の状況についての説明がなされた。

申請件数（甲号+乙号）：270,302,627件

オンライン申請件数 38,151,990件（利用率14.11%）

内訳（甲号申請件数：5,540,929件、そのうちオンライン申請件数：1,122件 利用率は0.02%）オンライン申請件数の内訳としては、完全オンライン申請件数：564件（土地家屋調査士の協力を得て行った郵政局舎の件数が376件、神奈川方式の件数は182件）

乙号事務の件数は264,761,698件

オンラインを利用した件数が38,150,868件（利用率14.41%）

内訳（交換システムによる請求が20,422,753件、オンラインによる送付請求が11,428件、登記情報提供サービスによる請求が17,716,687件）

オンライン登記申請の普及促進に係る課題等についてのヒアリング

日司連 佐藤会長より、オンライン登記申請の利用率向上の阻害要因として3点挙げられた。

◎「電子証明書の普及が十分になされていない」◎「添

付書類の問題」
◎「登記識別情報の問題」

日司連 松岡会長よりオンライン登記制度の普及に関する課題及びその改善策等について次のとおり説明がなされた。

オンライン申請に関する利点として、◎「申請情報、添付情報

の多目的な利用が実現できること」◎「表示に関する登記は権利の登記の前段にあること」◎「添付情報のデータ管理が容易化される」が上げられ、改善策として「資格者代理人の電子証明書の有効利用」◎「オンライン申請を疑似的に体験できる“仮想登記所”の構築とサポート体制の整備」◎「嘱託登記の原則オンライン申請」◎「登記令第13条の見直し」◎「地図情報システムの早期配備」が上げられた。

早川議員より、「制度設計の初期段階で資格者の意見を取り入れなかった点で反省すべき点がある」との意見があった。

第2回会同の概要について

法務省民事局民事第二課 千葉補佐官より「不動産登記における本人確認手続等について」、「登記識別情報制度についての研究会報告書について」、「登記識別情報制度に係る研究会の審議経過等について」の説明がなされた。

今回の会同では、主に「登記識別情報」についての議論が中心であった。



第3回会同の概要について

七戸克彦九州大学大学院法学研究院教授から「不動産登記オンライン申請の阻害要因とその改善策」について説明がなされた。

七戸克彦九州大学大学院法学研究院教授の説明の概要

- ・オンラインを導入するに当たり、他に比べて住基ネットの整備及び不動産登記制度の対応の遅れ
- ・登記オンライン申請を行うに当たり提供を要する情報の種類が多すぎる（書面申請からの脱却ができていない）
- ・資格者代理人による本人確認制度の活用について
- ・「半オンライン申請」は、書面申請の一種であり、オンライン申請ではない。「登記オンライン申請制度」の普及を遅らせるだけである。

などが上げられた。「資格者代理人による本人確認制度」について日司連 佐藤会長より法人における本人確認の現状について非常に困難である旨の説明がなされた。また、登記識別情報の有効性が現場で確認できない点（暗証番号制度になっているため）が指摘された。

日調連は、土地家屋調査士は申請人の本人確認のみならず、隣接地所有者等の本人確認を常に行っている。資格者代理人が本人確認を厳格に行えば、現行制度で何ら問題ないとの意見を述べた。第1回から今回（第3回）までは、登記識別情報がオンライン登記申請を遅らせるような議論がなされていた。事実、早川議員から「登記オンライン申請制度に問題があるのならば、政治にも問題があるが中止もやむなし」との意見が出された。



第4回会同の概要について

実務者として、大野静香司法書士より「金融機関に絡む完全オンライン・半ライン申請」についての説明がなされた。実務を行う上で、「金融機関の事務処理等の負担軽減」や「オンライン申請の環境設定」など考慮すべき点は多いが、「司法書士の電子証明書のみで登記識別情報の受領、提供が可能となれば、事務負担の軽減及び費用削減の効果がある。」との説明がなされた。問題点として、「アクセス不能時に対する不安」・「複数の代理人が関係する申請の場合の個人情報管理」が上げられた。

今回の会同には、全国銀行協会より「銀行においては、担保融資取引に伴う抵当権設定登記及び抹消が登記手続の対象となる」・「登記識別情報制度を前提とした登記手続の存続を要望する」旨の意見が上げられた。また、「オンライン申請利用に向けた考え方について」は、オンライン登記申請を利用しない理由として、銀行の内外部に係る要因があるとの説明があった。

外部要因として、

- ・オンライン指定庁が順次指定である事から、紙データと電子データが混在している事。
- ・利用者である担保権設定者の個人認証等の利活用が不十分である事。
- ・司法書士におけるオンライン登記申請を行うための利用環境（登記識別情報の管理等）が不十分である事。

内部要因として

- ・オンライン指定庁が順次指定であり、また、融資関係については、書面によるものが多い事から、

紙データと電子データが混在しており、双方の二元管理が困難である。

- ・オンライン登記申請の促進の対応としては、管理は本部で行うが登記手続は支店で行うため、司法書士との管理についての実務ルールの構築が必要となる。

などが上げられた。

IT化が進んでいる銀行業界のような印象があったが、以外と管理については書面で行っていることに関しては少々驚いた。

第5回会同の概要について

日調連 松岡会長からオンライン登記申請の普及促進に係る改善策等について、次のとおり発表した。

(1) 表示に関する登記について

- ①権利（不動産等）の客体の明確化
- ②権利（不動産等）の保全・取引の安全の確保

さらに、筆界特定制度に係る地籍調査・整備及び地図の整備等の事業等を土地家屋調査士が担っていることについても説明した。

(2) 土地家屋調査士とオンライン登記申請について

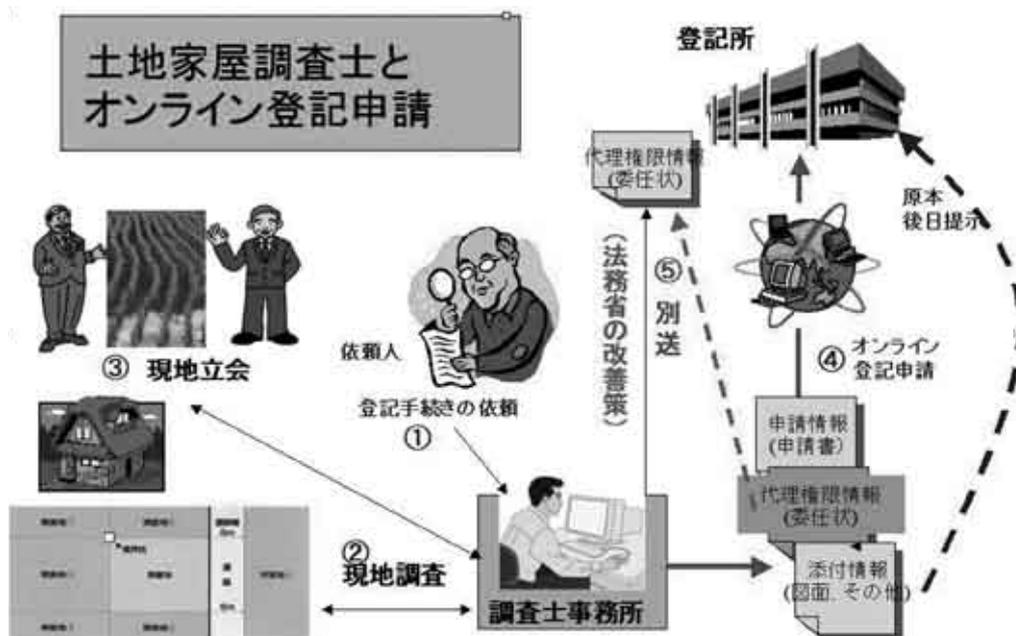
次に、土地家屋調査士がオンライン登記申請を行う場合のその一連の流れについて、下図を基に、特に、令第13条に係る添付資料の別送が負担となっている旨説明した。

(3) オンライン申請に係る日調連の取り組みについて
日調連は、オンライン登記申請制度に賛意を示したうえで下記のとおり取り組んでいる旨説明した。

- 日調連特定認証局を構築し平成19年10月現在で約7,000人もの土地家屋調査士会員に電子証明書を発行している。
- オンライン登記申請に係る研修会をこれまでに幾度も実施している。
- 全国規模のオンラインサポート組織を組成し、オンライン登記申請に係る会員のサポートを実施している。
- XML図面作成ソフトや署名ツール等オンライン登記申請に必要なソフトやツール等を構築し会員に頒布している。

また、オンライン登記申請に賛同する理由としては、次のとおりである。

- 国際競争力の強化を主な目的とする e-japan 重点政策に賛同していること。
- オンライン登記申請の充実により依頼者(国民)の負担軽減に資すること。
- 登記所統廃合に係る、登記所から現地が遠くなることのデメリット解消を期待できること。
- 申請した図面情報等の登記申請以外の活用(国土調査や土地台帳への反映等)を期待できること。



(4) オンライン登記申請が普及しない要因について

○公的個人認証の普及低迷

○令第13条添付情報の多くは古文書や否定形でありデジタル化されておらず、また、デジタル化されているものであっても、オンライン登記申請に添付できないものが多い。

○オンライン登記申請の準備等に係るコスト（パソコンやアクロバットの購入費等）に比してオンラインのメリットが実感できない。

(5) 法務省の「不動産登記のオンライン利用促進策」等に係る日調連の考え方

○法務省が提案する「不動産登記のオンライン利用促進策」については、国家資格者の一員として、政府の推進する e-Japan 構想に積極的に参画する立場から支持する。ただし、表示に関する登記の利便性を実感できるようにするには、更に多くの課題があり、将来、日調連等が提示する改善要望への対応が必須である。

○登記識別情報制度に関する意見としては、次の理由から同制度の存続を支持し、今後、しかるべき改善策が施され、利用者が使い易い制度に発展されることを期待する。

- ・表示に関する登記において登記識別情報が関係するものは、建物においては合併、土地においては合筆しかなく、それぞれ全体の0.03%、1.70%の登記事件数（年間）しか無いことから、それほど土地家屋調査士が関与する制度ではないこと。
- ・不動産取引の現場や現状に即した登記識別情報制度に代わる代替案が現状は無いこと。
- ・登記識別情報を利用する、しないという選択権が当該申請者にあること。

(6) 表示に関する登記のオンライン登記申請促進案

○不動産登記令第13条第2項に係る登記官への原本提示について、資格者代理人が代理申請する場合は、登記官の調査権による提示を求められた場合を除き、原則、原本提示を省略することを提案する。さらに、将来的には、同原本を資格者代理人が管理することにより、その送付自体を省略することを検討いただきたい。

○オンライン登記申請体験サイトの構築やサポート組織を国が全国展開いただきたい。

○国や自治体が発注する公共嘱託登記は、原則オンラインで申請するよう関係機関に要請いただきたい。

○未だ全国展開が完了していない地図情報システムの当該登記所への早期完全配備

○オンライン登記申請制度及び同制度に係るシステム等の逐次改善に資格者団体を参画させるよう要望する。

5回にわたるヒアリングを通して、政府自民党も法務省民事局民事第二課も真剣にオンライン登記申請の普及を考えていること、また、そのためには資格者代理人の協力なしでは不可能なこと、「登記申請＝権利の申請」という認識が強いことを感じた。

次回の会同に法務省は、数値目標を発表する予定です。法務省の定める「不動産登記のオンライン申請利用促進案」によってどれだけ利用率の向上が見られるかは、私たち一人一人に課せられた非常に大きな課題になると思われます。

日調連では、「オンライン申請促進プロジェクトチーム」を組成し、各ブロック・各単位会とも協力して対応してまいります。

「公契約法」の制定を

全法務省労働組合 中央執行委員長 岩波 薫

2008年4月より登記乙号事務が包括的民間委託に

1, 今、公務の職場では、2006年5月26日成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法（行政改革推進法）」と、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法（公共サービス改革法）」による各種「改革」が、矢継ぎ早に具体化されています。私たちは、改革は積極的に行なうべきとの立場ですが、一般の「改革」は、公務職場の実態と公務行政の性格を無視した内容であるため、その実施を凍結し再検討すべきと考えています。

しかし、法務局では2008年度から、「公共サービス改革法」に基づき登記事務（乙号）の包括的民間委託が、全国22の登記所でスタートし、2011年度までに全ての登記所で実施されることになっています。

2, 法務省は本格実施に先駆けて、2007年4月より全国10庁について本格実施を想定した試行を実施しています。試行とは言え受託事業者の決定は、公共サービス改革法に基づく競争入札（総合評価方式）で行われました。総合評価方式による厳正な入札で落札事業者は、全ての庁で財団法人民事法務協会となりました。

3, (財)民事法務協会のみによる

乙号事務部門の運営は、当初、幾つかの実施庁で交付時間の遅延などで窓口混乱を生じさせました。その原因は、①乙号事務の全てが高度な専門的知識を必要とする業務であること。②日頃から繁忙度の高い業務であること。③年度初めに法改正などがあり利用者が殺到したこと。等でしたが、登記の専門的知識を有する業務管理者と、一部委託で熟練していた民事法務協会職員の努力で初期の混乱は改善され、現在は概ね順調に運営されています。

包括委託に内包する問題

1, 乙号事務処理の担い手を競争入札により決定する方法は、この事務が全国統一性・継続性・安定性を必要とする重要な事務である事からすれば、リスクが極めて大きく問題が生じた場合、利用者・国民の安全・安心が大きく損なわれることが考えられます。

今般の「試行」では、結果的に従前の一部委託受託事業者（民事法務協会）が全庁で落札したため、想定したリスクは発生せず、利用者・国民に対しての登記事務の信頼性・信用性などは確保されており、包括委託によっても行政サービスの「質」は、現段階で辛うじて維持されていると判断できます。

2, 一方、事業の受託決定が競争入札となったことにより、(財)民

事法務協会従業員はかつて経験したことのない雇用不安に直面しました。

更に、落札価格も随意契約当時に比較して、軒並み低価格となったため、(財)民事法務協会は、受託経費の減を理由に協会職員の賃下げを提案してきました。

民事法務協会労働組合は、賃下げ提案を雇用の確保との板挟みのなかで受け入れざるを得ず、今後、毎年競争入札による組合員の雇用不安と、賃金問題に対処しなければならなくなってきています。

「原則競争入札」と「質」の確保

1, 話題は変わって、2005年6月の橋梁談合事件、06年1月の防衛施設庁官製談合事件などが背景となり、政府は官庁の随意契約の見直しを行い、06年8月25日に財務省は各省庁に対して、「公共調達適正化について」の通知を発してきました。

これらの経過を受け、法務省内でも各種契約について検討が行われ、「原則競争入札」が徹底されました。登記所では、法14条地図作製、地図・図面に係わる業務、登記相談事務など殆ど全ての契約が、競争入札により決定されることとなりました。

2, いずれの事業も経費には税金が充てられるわけですから、納税者・国民からすれば低廉価格で受託事

業者を決定する競争入札は、歓迎すべき方法ですが、低廉価格競争により委託した行政の「質」が低下するような事になっては、国民の安全・安心は確保できません。

また、過度な低廉価格は受託事業者の経営にも深刻な影響を与えます。

「公契約法」の制定を

1, 効率的で国民本位の行政を進めて行くうえで、官庁との各種「公契約」は更に拡大していく傾向にあります。「質」の良い行政の確保や受託事業者の経営の安定のためにも、「公契約法」により委託条件で一定の水準が確保される必要があります。また、「公共サービス改革法」により、公務行政への民間参入が具体化しつつある状況にあって、「質」の良い行政を継続的に確保することと、受託事業者従業員雇用の継続・賃金水準の確保のためにも、「公契約法」の制定が急務と考えています。

わが国は未批准ですが、国際的には、ILO94号条約で公契約の水準確保は世界標準とさえなっています。

ILO（国際労働機関）94号条約では、「公的な機関が発注する事業について、適正・公正な賃金・労働条件の確保を契約に明記し、その水準についても、同一の産業・同一の業種で確立している労働協約や最低賃金などの法令よりも有利な水準にすることを義務づけた条約」日本は未批准。

2, 「公契約法」の制定は、規制緩和・競争原理万能主義の「構造改革」推進勢力に対しては、真っ向から対立する課題ですが、「質」の良い行政サービスの提供と、それを担う事業者・労働者の雇用・労働条件の安定は、多くの国民・労働者が支持する課題と考えています。

以上





CSIS DAYS 2007 全国共同利用研究発表大会

日時 平成19年11月1日(木)～2日(金)
場所 東京大学柏キャンパス総合研究棟6階

CSIS [東京大学空間情報科学研究センター]における全国研究発表については例年この時期に行われており、本年は11月1～2日の2日間、東京大学柏キャンパスにおいて行われた。会場には、産官学併せて約100名、2日間で約200名が来場し活発な意見交換がなされていた。

同研究センターは[地理情報科学]という地図に関連する新たな学問分野を研究する機関として国費により設立され、研究用の空間データ基盤を整備・提供している。その規模は全国に広がっており、産・官・学を問わず様々な研究者が集い[地理空間情報およびその情報活用]について多岐にわたる研究活動が行われている。

発表は[ポスターセッション]と呼ばれる[研究発表→ブースでの個別説明]という形式で行われる。今年は研究テーマに対し各13名が発表し(約70分)、1テーマ毎に約90分のフリータイムが設けられていた。発表者は各々5分の持ち時間で研究内容を説明し、フリータイム時には研究内容を掲示したブースに待機する。参加者は発表内容を見て興味のあるブースで研究者と自由に質問・議論を交わすことができる。一方的な発表

ではなく、個別に詳細情報を得ることができるので通常の研修というより研究へ参加するといったイメージである。下記に今回発表された研究テーマを抜粋する。

(11 / 1 午後①)セッションA:
自然環境・水資源・災害

(11 / 1 午後②)セッションB:
生活・市民活動・防犯

(11 / 2 午前) セッションC:
手法・データ・システム

(11 / 2 午後) セッションD:
土地利用・人口・教育

※各セッションの詳細はCSISホームページから確認できます。

<http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/csisdays2007/program.html>

地理空間情報の活用

研究は、地形・地勢・人口分布・土地利用他、あらゆる地理空間情報についてなされており、GIS (geographic information system) を利用して空間情報を数値化、統計化する作業、GPS (Global Positioning System) の活用による位置情報の取得等を骨子として様々な理論が展開されている。それぞれの研究はその内容を必要とする分野への提言となり、新たな事態へと繋がっていくことになる。たとえば地勢、地形に対する

詳細なデータ、その解析情報は、地震災害時の被害予測や復興支援時の計画的活動に有益となるであろうし、人口分布、土地利用の詳細データなどは、各自治体の都市計画決定や現行都市計画の修正等、その都市部における効率的な都市開発に役立つだろう。

地理情報科学・・・その研究そのものが直接何かを生むわけではないが、それは[情報を知識に変換する作業]であり、その新たな知識の展開がよりよい社会へと繋がっていく道程であると感じることができた。

オントロジーと調査士

50を越える研究発表に触れ、[オントロジー]を利用したデータ管理、活用の研究(C05,C06において発表)というテーマに対し、調査士実務の観点から特に興味を持ったので少し触れてみたい。

オントロジー (Ontology)

[Wikipedia から抜粋]

オントロジーは、哲学用語で存在論のこと。ものの存在自身に関する探究、あるいはシステムや理論の背後にある存在に関する仮定という意味である。これから派生してコンピュータ等でも用いられる。

[コンピュータにおけるオントロジー]

人工知能分野をはじめとするコンピュータの世界では、「概念化の明示的な仕様」と定義されることがある。

ウェブをはじめとした文書検索において、従来の方法では単語単位での一致か、よくても類義語を含む文書を検索するのが限度であった。ここにオントロジーの概念を導入する。それぞれの文書の内容を説明する意味情報（メタデータ）を各文書に付加し、メタデータを記述する用語を定義する構造を構築する。この構造がオントロジーとなる。

オントロジーを導入することにより、検索対象となる文書が単なる単語の集まりとしてではなく、文書全体で大きな意味を持ったデータとして扱われ、各文書について統一的な付加情報をもたせることができる。これにより、本当に必要な情報を的確に検索することが可能となる。

このように、メタデータとオントロジーの技術を用い、文書の意味に即した処理を計算機が行うことが出来るウェブをセマンティックウェブと呼び、次世代の検索技術が実現されることなどで期待されている。



発表では、専門用語・地名に関する辞書・辞典の作成、そのデータへの属性情報記述、閲覧・活用システムの構築が紹介されていた。その内容は、世の中にある多種多様な情報、例えば[現地調査情報][文献情報][ニュース記事]などを構造的に管理し、専門用語で検索・活用が可能となること、又、既知の知識の比較・参照を通じて新たな応用的情報へ繋げていくというものである。こういった情報に関するコンピュータ管理の考え方は、我々が日常で扱っているデータにも応用できるものであり、今後我々の業界が、高度情報化社会に参画していく上で非常に重要となっていくテーマなのではないかと感じた。

普段、我々が個人の意識の中で職人技的に処理している作業情報は一見、コンピュータでの管理とは縁遠いものと思われがちであるが、これらの研究を通して見れば、決して不可能な話ではなく技術的に可能であり、そのことは近い将来、現代社会のニーズが我々の輩出する地理空間データについての意味づけや専門用語の整理、統計的研究(品質評価)、そこからデータの[正しさ]の度合いを数値化(品質管理)していくといった要素について言及することに繋がっていくだろう。組織・制度として早急な対応が必要であると感じた。又、この技術の観点から考えれば、統一調査報告書の持つ真の意味、オンライン申請普及の鍵となるデータセンターの構築、地理空間情報活用推進基本法の向かう先、といったこれまで会員内で先が見えにくいとされていた事柄

に対する理解が明確になるのではないかとも思う。引き続き注目していきたい研究分野である。

研究活動から政策提言へ

この場では、ある物事について全体の枠組みを検討・体系化し、様々なデータを数値化・コンピュータによる解析を行うことにより、高品質な情報の抽出→有益性の評価→特定の社会現象への活用→政策への展開、が行われている。今回、発表会に参加して産・官・学それぞれから様々な分野の研究発表に触れることができ、こういった研究活動が近い将来の制度、法律もしくは政策決定の指針に繋がっていく流れを見られたように思う。翻って考えれば、そういった社会的役割は、我々の業界においても改正法附帯決議などで明らかになっており、世の中を良くする仕組みを作ることまで託された職能集団として、[地理空間情報]の観点からの研究が重要であることを改めて認識することができた。

そのための意識改革や組織における環境作りは不可欠であると思われるが、このことはこれまでの我々の実績を捨て去り新しくすることではなく、これまでの全ての情報・ノウハウを現代の社会ニーズに表現し直すことであると考えべきであろう。できうれば早急に具体的な動き・流れを構築していきたいと願うものである。

(研究員 上田忠勝)

オンライン登記申請のススメ



日調連特定認証局運営委員 廣瀬 一郎

松尾芭蕉の「奥の細道」は、次のように始まっています。

「月日は百代の過客にして、行かふ年も又旅人也。

舟の上に生涯をうかべ、馬の口とらえて老をむかふる物は、日々旅にして旅を栖とす。」

訳してみると、

「月日というのは、永遠に旅を続ける旅人のようなものであり、来ては去り、去っては来る年もまた同じように旅人である。

船頭として船の上に生涯を浮かべ、馬子として馬の轡を引いて老いを迎える者は、毎日旅をして旅を住処としているようなものである。」

「月日は百代の過客」（つきひははくたいのかかく）は、李白（中国盛唐の詩人）の詩に「夫れ天地は万物の逆旅、光陰は百代の過客なり。」とあるに依る。「過客」とは旅人のことで、「舟の上に生涯を浮かべ」は、船頭として一生涯舟の上で過ごす人のことを言い、「馬の口とらへて老を迎ふる物」は、馬子として生涯を終わる人のことを言うそうです。

これを身の回りの出来事に置き換えてみると、「調査士業務は、永遠に旅をつづける旅人のようなものであり、来ては去り、去っては来る制度改革もまた同じように旅人である。土地家屋調査士として筆界探索に日々苦勞し、ADR 認定調査士、筆界調査委員として活躍している土地家屋調査士も調査士制度をよりどころとして、旅する旅人である。」

私は、平成9年1月に土地家屋調査士として登録をしました。土地家屋調査士としては、まだ11年しか経験がありませんが振り返ってみるといろいろな変化・変革がありまし

た。開業当初は、測量CADはDOSベースであり、測量CADの使えるパソコンや測量機器は非常に高価でした。インターネットに関しては、回線速度も遅く通信費はとても高価でした。コンピュータ関連業界より転向した私は、近い将来きっと測量CADも含めて安価で高性能なものが出回り、インターネットを含む通信インフラはより高速に、より安価になると確信しておりました。

開業から11年たち、パソコンの価格は何分の一になりましたが、性能は何十・何百倍になりました。測量CADは最新のOSに対応し、単に図面作成だけでなく写真の貼り付けや着色など見た目になりやすくなりました。測量機器に関しては、ノンプリズムで測距・測角ができるようになりました。10数年前にはおぼろげであったことが、技術革新などで当たり前になるようになってきました。これからの10年を思うと「今、出来ないことがきっと出来るようになっていく」と考えずにはいられません。

皆さんもご存じのとおり、平成17年3月におよそ100年ぶりに不動産登記法の大改正がありました。全筆求積に始まり、立会人の本人確認、オンライン庁の導入による登記申請書のA4化など当時は、とても対応するのは困難であるという意見が多数であったのですが、現在では当たり前のように対応しています。最近では、都市再生基本調査によって設置された「街区基準点」を用いた測量成果に基づく地積測量図の作成が話題になっています。今まであまり基準点とは無縁であった私たちの業務の中に組み込まれつつあります。

平成17年3月におよそ100年ぶりに不動産登記法の大改正により今までにない登記申請手続きが誕生しました。政府が推し進める「電子政府実現」の一環としてのオンライン登記申請がそれにあたるのですが、その制度に状況がついてきていない現状にあります。現在、連合会では関係府省等と協議を進め、オンライン登記申請が私たちの使いやすいものになるよう努力しております。みなさんがこの会報をご覧になる時には、法務省より「オンライン申請促進策」の提示があると思います。内容的には、まだまだ使い勝手の良いものではないかもしれませんが、これから私たちがオンライン登記申請の実績を積んでいくことによって改善提案等を行い、より私たちの身近な申請手段に私たちが積極的に育てていく必要があると思います。そのためにも、まず、多くの皆さんに「土地家屋調査士認証カード」を取得していただき、実際にオンライン登記申請を体験していただく必要があります。すでに、電子証明書利用申込書は、皆さんのお手元に順次送付しています。もし、お手元にないようでしたら、巻末ページを参照ください。

また、現在、各ブロック及び各単位数に「オンライン申請サポートチーム」を組成して対応を進めております。オンライン登記申請は一部のパソコンに詳しい者のものではありません。みなさんが使い込むことで、よりよいものになっていきます。

10年後の土地家屋調査士に「10年前の調査士はオンライン申請で苦勞していたのだな。」と言われるように努力することが大切だと思います。

11月16日

平成 19 年秋の褒章伝達式並びに懇談会

今秋の黄綬褒章受章の栄に浴されたのは馬淵良一、林弘之、宮信宗弘、寺澤重三、名嘉文芳の 5 氏。この日午後から法務省講堂に於いて褒章並びに褒章の記の伝達式が挙行され私も来賓の一人として陪席させていただいた。受章者は式典に先駆けて民事局・團藤総務課長、民事第二課の皆さんとの懇談会の後、大講堂で鳩山邦夫法務大臣から褒章の記と褒章が伝達された。その後、皇居に参内し天皇陛下からお言葉を賜ったとのことでした。記念撮影の背景となった法務省赤レンガ等がとてもきれいな秋晴れの素晴らしい一日でした。ご受章されたみなさん、おめでとうございます。

夕刻から 瀬口専務理事ほかの皆さんと近日中に開催予定の自由民主党登記オンライン検討 PT に提出する要望事項等について打ち合わせ。

17日

「境界問題相談センターやまぐち」設立記念式典 全国の土地家屋調査士会 ADR としては 27 番目となる『境界問題相談センターやまぐち』が 11 月 11 日に運営を開始、この日は県下湯田温泉のホテルで松崎・山口県弁護士会会長はじめ同弁護士会の皆さんと山口県土地家屋調査士会の皆さんによる設立記念パーティーが開催された。法務省民事局第三(当時)課長、官房審議官等を歴任された小池信行・民事法務協会会長が基調講演をされたが、不動産登記法 14 条地図の歴史的考察と境界訴訟の現状と ADR への期待をテーマに熱い想いを語られた。河村健夫衆議院議員、入江要次山口地方法務局長はじめ多数のご来賓が参席。

18日

西日本会長会議

午後から岡山駅前ホテルで開催中の西日本会長会議に出席させていただき、挨拶と連合会の会務の一端を話させて頂いた。

19日

司法制度調査会「登記オンラインプロジェクトチーム第 5 回会合」(11/21)に係る事前打合せ 下川副会長(制度対策本部本部長代理)、横山副会長、瀬口専務理事ほかと終日協議。

20日

三者連絡会

開催中の社会事業部会議等に陪席の後、いずれも法務省を監督官庁とする日本公証人連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会の三団体の情報と意見交換会を兼ねた懇談の場である三者連絡会に各副会長、専務・常務理事とご一緒に出席。今回は公証人会が当番となつての連絡会であるが、電子公証制度やオンラインによる登記申請制度などの電子化社会への対応、広報活動への取り組みの現状紹介などを中心に意見が交換された。

21日

司法制度調査会「登記オンラインプロジェクトチーム第 5 回会合」ほか

午前 10 時から自由民主党政務調査会・司法制度調査会に設置された登記オンライン検討 PT (杉浦正健座長、河野太郎事務局長)の検討会が開催された。この日は日調連からのヒアリングが主テーマ。私からオンライン登記申請に関わるこれまでの日調連の取り組み、課題と感じていること、隘路解消のための提言などを申し上げた。特に添付書面の簡略化など、オンライン申請の最大のユーザーでもある資格者代理人の制度と知見の一層の活用への必要性を強調させていただいた。この日は法務省の改善策も示されたが、当面この改善策を実施し、オンラインによる申請の促進を図るとの方針が示された。

午後 理事を拝命している日本測量協会の理事会が東京都内のホテルで開催され出席。村井俊治会長から、例年開催している全国測量技術大会を来年から『地理空間情報フォーラム』と、名称変更することなどが提案された。『測量』『土木』の言葉が若者層のこの分野への関心を遠ざけていることや、地理空間情報活用促進法が制定されるなど、高度情報化社会の基盤情報としての社会認識が整いつつあることから、名称も現代の社会環境に相応しいものに転換する必要があるためと説明された。また、つくば市に新しく協会の本部を移転するべく土地を購入したことなどが報告された。

夕刻から日本加除出版株式会社の創立 65 周年記念のパーティーが都内のホテルで開催され招待を受け瀬口専務とともに出席させていただく。法律書を専門とする出版社だけあって学者のほか法曹関係者も多数出席されていた。

22日

豊中市域における地籍整備の新しい手法の試行に関する打合せ等

国交省と法務省の連携で進められている地籍整備の一環として新しい地図作りモデル作業を実施している豊中市内の現地を視察。道路等で囲まれたごく小さな地域を対象に分筆や地積更正等の際に登記所に提出された地積測量図のほか、既存の各種測量図をはめ込んで地籍の整備を図るという試みで、作業に当たった大阪会の中岡博之さん、竹内玄德さんから作業の実際について説明を受けた後大阪法務局に立ち寄って古畑泰雄民事行政部長、佐野隆首席登記官ほかの皆さんと意見交換をさせていただいた。

27日

**日本弁護士連合会・平山正剛会長との懇談会
下川副会長ほか同席。**

28日

金相洙博士との懇談

日本の地籍事情を調査のため韓国メディアを伴って来日されている金相洙博士(国際地籍学会初代会長)が大阪の私の事務所に来られた。同伴されていた藤木常任理事、上田忠勝・戸田和章の両日調連研究所研究員と一緒に日本の地籍制度、とりわけ地籍管理の制度と現状について長時間意見交換をさせていただいた。金博士は十数年前名古屋大学で世界の地籍制度を研究され工学博士号を授与された方で、世界の地籍研究の第一人者でもあり、日本の地籍制度を考える上でも多くの示唆を頂いた。

30日

国土建設学院上條勝也学院長との対談

午前 広報部の企画で日本の測量専門教育機関の草分け的存在である東京小平市の国土建設学院へ。目的は土地家屋調査士の後継者育成と地籍に関する専門教育の充実について産学が共同してその活路を見出そうと、同学院の上條勝也学院長と私の対談を行うことであった。

全国各地には同学院の卒業生である土地家屋調査士も多数活動しているが、対談での上條学院長のお話は永年、法務省から中央測量講習を委託されてきた実績とあまってその一つ一つが含蓄と示唆に富むものであり、共感を覚えた。後継者問題はじめ、土地家屋調査士の将来像を描く上で勉強になった。

午後 第3回目を迎えるADRにおける代理人となるための土地家屋調査士特別研修はビデオ方式を採用する。この日は2月の開講式での会長挨拶の収録を都内の会議施設で行った。誰もいないところでの挨拶は初めてで、戸惑った。

夕刻 災害復興まちづくり支援機構 第4期定時総会

大災害に備えて専門家による復興街づくりのための支援組織を作る動きが各地で相次いでいる。この日は日弁連会館ホールで東京都下の専門家団体によって設立されている『災害復興まちづくり支援機構』の第4回目の総会と記念講演会が開催され出席させていただいた。講演では能登半島地震の被災地である石川県輪島市の谷口総務課長から復興への取り組みと現状が報告された後、新潟県弁護士会から中越沖地震の際の専門家による支援活動の様子が詳細に報告された。東京土地家屋調査士会、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会も機構の主要メンバーであり、担当役員が多数出席されていた。

12月3日

登記基準点評価委員会の設定のための第2回準備会

5日

第7回正副会長会議

午前 正副会長会議

午後からの常任理事会を前に協議議題等の調整を行う。

夕刻 都内のホテルで開催された『衆議院議員保岡興治さんを支える会』に出席。瀬口専務・竹谷常務、政治連盟井上会長ほか同席。

5～6日

第6回常任理事会

13～14日に開催予定の理事会への提出議題、登記基準点への取り組みの報告、登記オンラインPT(自民党司法制度調査会)での検討を受けた法務省の改善策への対応、来年度事業計画と予算編成など、多岐にわたる協議を行う。

2日目の午後、常任理事会を延長して、法務省の提示するオンライン申請促進のための改善策について質問事項の整理などを行う。

広報部会に陪席。

7日

近畿ブロック総務担当者会同

総務部では連合会則の改正案や倫理に関する規定の整備などについて全国8ブロックにお邪魔して担当役員の皆さんからご意見をお伺いしている。この日、その最後の日程である近畿ブロックの担当者会議が大阪土地家屋調査士会館で開催された。私の地元でもあり、会議で連合会の会務運営の基本指針と現状についてお話をさせていただいた。

8日

司法アクセス学会第1回学術大会及び懇親会

午後から日弁連会館ホールで司法アクセス学会(小島武司会長)の第1回学術大会及び懇親会が開催され出席。東京大学のダニエル H フット教授の『外から見た日本法制の改革: 司法へのアクセスは本当に向上するか』と題した講演や、シンポジウムにおけるパネルディスカッション『法テラスの挑戦 1年間の実績の検証から』は興味深いものであった。

9~10日

ADR 担当者会同

前期末に立ち上げた日調連 ADR センターは本格的な活動を開始している。最初の取り組みとして土地家屋調査士会 ADR の既設会、未設置会を問わず担当者が一堂に会して情報交換と研究を行うことを目的とした会同を開催。初日の9日は ADR 法を所管する法務省司法法制部から内堀宏達参事官、清水慶徳係長、青池知頼事務官の三氏を講師にお迎えして ADR 法に基づく法務大臣の認証手続について土地家屋調査士会 ADR に即した解説を頂いた。その後、会場をいくつかのテーブルに分けて既設会の実情紹介や情報交換会を開催。連合会は正副会長と常任理事、社会事業部、ADR センターの各役員が出席し議論に加わった。平成 14 年秋の愛知センターの試行開始以来 5 年を経過した今日、全国で 27 センターが運営を開始し、資格者団体の ADR としては屈指のものとなったことに、その一部始終を見てきた担当役員のひとりとして感慨を覚える。

10日

専門資格者の有志と保岡興治代議士の懇談会

自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の保岡興治代議士には法律関連専門職団体の多くがご指導いただいているが、この日は専門資格者の有志による懇談会が開催され、大星副会長ほかと出席。

12日

法務省司法法制部へ

午前 過日の ADR 担当者会同に講師出向いただいたお礼に司法法制部へ。

午後 「オンライン登記申請普及・促進に関する要綱案」に関する民事第二課との打合せ

法務省民事局小川秀樹・民事第二課長、村松秀樹局付検事、千葉和信補佐官ほかの皆さんが联合会館に來会された。オンライン申請促進のための改善策について法務省のお考えなどをお聞きしたいと、联合会から申し入れていたもの。当日は正副会長、専務・常務・オンライン PT メンバーとの間で長時間解説いただくとともに質問や要望を含め意見交換をさせていただいた。

民事第二課長が自ら説明に來会されるのは異例のこ

とであり、改善策を梃子にオンライン申請促進にかける法務省の決意のようなものが感じられた。

夕刻 国民の司法を考える 300 人委員会が麹町会館で開催され出席。この日の議論の中心はまもなく始まる裁判員制度についてだったが、NHK 放送文化研究所の米倉律氏は、『パブリックアクセスと公共性』の視点から、弁護士の早野貴文氏は『わたしたちの社会はわたしたちみんなのもの』というテーマで明治 22 年施行の市町村制で登場した概念である『公民の義務』をベースに、それぞれ問題提起された後、出席会員によるディスカッションが行われた。

13日

第 8 回正副会長会議

現下の会務についてそれぞれの所掌事項について意見交換と協議を行った。

13~14日

第 5 回理事会

総務部から各地で開催したブロック総務担当者会同における各ブロックからの意見の集約と解析報告、1 月に開催の第 2 回全国会長会議の運営と協議案件についての協議、登記基準点の位置づけについての検討経過の詳細報告、会館移転についての現状報告、オンライン申請の改善策への対応等、当面の事業の各般について協議した。業務監査のため田坂・杉井・阿部の三監事も出席され、先に実施した中間監査についてその結果の概要を報告いただいた。

14日

第 1 回登録審査会

土地家屋調査士法第 62 条に基づき同法 10 条 1 項 2 号、3 号の規定による登録の拒否、16 条 1 項の規定による登録の取り消しについて審議するための登録審査会を联合会館で開催した。調査士法では、登録審査会は日調連会長が会長となり、委員には法務大臣の承認を受けて調査士、法務省の職員及び学識経験者の内から委嘱すると規定されている。現在、委員には法務省から小川秀樹民事第二課長、学識経験者として飛澤隆志・松尾英夫の両氏、調査士として関根総務部長が就任されている。この日の審査会では対象となった案件について粛々と審査させていただいた。

広報最前線

富山会

○プロローグ

全国の皆様、こんにちは。富山県土地家屋調査士会広報部です。

まずは、我ら富山会の紹介をさせていただきます。

富山は、風光明媚な地域で、日本海のしんきろう、立山連峰の剣岳、散居村のチューリップ、世界遺産の五箇山合掌集落等にその特徴が表れており、又、四季折々の食物に、ホタルイカ、ズワイガニ、寒ブリ、黒部の名水等が挙げられます。

H19年現在の会員数は、161名＋1法人です。全国的に見ても、決して多いとは言えない会員数で、最下位から数えたほうが間違いなく早い順位であります。

土地家屋調査士受験者数が下降の一途をたどっている今日この頃、「何とかせんなん！」(富山弁)といった気持ちが一杯で、日々、広報活動に励んでいます。以下、そのほんの一部を紹介します。

○対外広報活動

1) 地元新聞広告掲載

10月1日の「土地の日」に毎年恒例の新聞広告を掲載し、土地家屋調査士の業務を理解していただく事はもとより、会員の住所・名前を掲載し、PR啓蒙効果を狙いました。又、今年度は、国土地理院等が主催する、剣岳測量100年記念「地図展2007in富山」が10月18日から21日の期間開催されたので、富山県土地家屋調査士会も協賛し、宣伝告知を兼ねて掲載しております。

2) 表示に関する登記無料相談(県民会館)

10月の「土地月間」又、「地図展2007in富山」の開催に合わせて、土地家屋調査士会単独で無料相談を行いました。

これは、1907年国土地理院の前身である参謀本部陸地測量部の



1階メインロビーにて

柴崎芳太郎が、剣岳山頂への三角点埋設に挑んで今年で100年目を迎える為の記念事業であり、会場には、ところ狭しと当時の剣岳測量で使用された測量機器や地図、空中写真等が展示されていきました。富山県土地家屋調査士会も協賛企業としてブース出展させていただき、そこで無料相談を行ったものであります。

老若男女が来訪し盛大に開催され、その時の相談件数は、

- ・表題登記に関する件(土地)(建物) 11件
- ・調査、測量に関する件.....7件



特設ブースの様



相談看板



他団体との合同案内看板

- ・報酬に関する件……………1件
 - ・調査士業務に対する苦情に関する件……………1件
 - ・区分建物に関する件……………0件
 - ・相続、贈与に関する件……………1件
 - ・その他……………2件
- 以上のような結果でした。

3) 表示に関する登記無料相談 (富山市役所)

毎月第2月曜日 PM1:00～4:00
富山市役所1階にて無料相談を行っています。富山支部の会員が開設しているのですが、司法書士会富山支部も同時に開催しており、富山市の広報誌にも掲載されているせいか、必ず相談者はいます。取材をしに行った日も、先約の相談者がおりしばし待たされる次第でした。

この無料相談は、ここ数年継続中で、これからも続けていかなければならない事業と認識しています。

○対内広報活動

1) 会報誌らんどまーく

毎年1回(1月)に発刊しています。平成16年から年2回の発刊だったものをより充実した内容、あるいは、興味を持てる内容とするため、年1回の発刊となりました。そのことをきっかけに表紙タイトルも「とやま」

から「らんどまーく」に変え、その様相も一新しました。

「らんどまーく」とは、目印、標ということで、まさしく境界標の意味のあるものです。21世紀に向けて土地家屋調査士という職業が地域の人たちのお役に立てるようにと、あるいは、会員にいろいろな情報を発信する標^{しるべ}となることを目的に命名されています。

2) 会務通信

会員向けに「会務通信」を毎月1回発行し、基本的にメール配信としています。メールアドレスの無い会員にはFAX送信とし、各分会、委員会の議事録、連絡事項等を掲載しています。

少しでも速い情報提供と、会員の仕事の合間のコーヒープレイクになればとの思いで、担当月の広報委員のちょっとした一言を盛り込んだ内容になっています。

○エピローグ

士業である土地家屋調査士にとっての広報活動は、使命といっても過言ではないと思いますが、それは、国家資格である限り、国民に対して分かりやすく何をしている職業なのか明確に伝えることにあると思います。国民の日常生

活の中で、必要とされるものでなければならぬと思うのです。我々は、必要とされるために、日々鍛錬し、切磋琢磨しながら、社会の変革についていかなければならないのであります。

調査士個々がそういう志を持って、国民に接して業務を行っていただければ、必ず結果はついてくるはずですし、受験者数や国民への認知度も増加するはずであると信じて、毎日「業務に」「広報活動に」励みたいと思います。

富山会広報委員長 松本行史



上野の森の『国立西洋美術館』

東京土地家屋調査士会 長岡 義男

山手線、京浜東北線等で、上野駅で下車し、上野公園口の改札口を出ると、そこは上野の森。修学旅行の学生や、今から思い思いの展覧会を見に向う人々の雑踏に出会う。前面に「東京文化会館」（ここではクラシック音楽の演奏会が、これから暮れにかけて賑わうことだろう）、さらに「国立科学博物館」、「恩賜上野動物公園」、「東京都美術館」、「東京国立博物館」、「東京芸術大学」、「芸大美術館」等が連なるまさに芸術の森である。『国立西洋美術館』はそんな芸術の森の中、駅の改札口を出て立ったところの右に位置する、程よい高さの美術館である。私が行った日はムンク展が開催されていた。

我々土地家屋調査士が建物表題登記申請の視点で見ると、所在：台東区上野公園7番地7、種類：美術館、構造：鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建、1階：〇〇〇.〇〇m²、2階：〇〇〇.〇〇m²、3階：〇〇〇.〇〇m²、地下1階：〇〇〇.〇〇m² 昭和34年2月28日新築、引渡証明書は清水建設からもらって、登記申請は東京法務局台東出張所へ申請、こんなところで終わってしまうところである。簡単簡単、ほぼ長方形だから……。

ところがどっこい、この建物は大変な建物なのである。20世紀を代表する建築家の一人であるフランス人建築家ル・コルビュジエ



(1887～1965)の設計によるもので、彼が設計した建物は日本国内には一つしかなく、歴史的な建造物なのである。20世紀初めにフランスで多くの美術品を収集した松方幸次郎(1866－1950 日本の実業家、政治家。川崎造船所社長、衆議院議員、美術収集家。エール大学、ソルボンヌ大学卒業。父は内閣総理大臣松方正義)のコレクションが第2次世界大戦後、フランス政府により敵国資産として差し押さえられていたが、その美術品コレクションが日本に返還されるにあたり、新美術館の建設が条件とされ、この条件を満たすために日本国政府が上野公園内に建設したのだそうだ。この建物は言わば戦後の日仏間の国交回復、関係改善の象徴である。現在、フランス政府とル・コルビュジエ財団が中心となって、世界に存在するル・コルビュジエの設計した建

築物の中の代表的な作品をまとめてユネスコの世界遺産として登録する計画が進められているが、世界遺産暫定リストに『国立西洋美術館』も登録された。

ル・コルビュジエについて言えば、日本の建築家に及ぼした彼の影響は計り知れなく、日本の建築家のほとんどが影響を受けていると言っても過言ではない。丹下健三氏、前川國男氏、安藤忠雄氏等の著名な建築家も例外ではなく、彼はそれほどまでに偉大な人物であり、この建物はそういう人物が設計した建物なのである(余談になるが、安藤忠雄氏設計の大阪にある光の教会における十字架の明り取りはル・コルビュジエが設計したサン・ピエール教会の採光効果の影響を受けていると思われる)。

ル・コルビュジエは設計にとどまらず、絵画・装飾芸術等の制作



ロダン「カレーの市民」



ロダン「考える人」

活動にも情熱を傾けた総合芸術家であった。絵画については寓話的で、ロンシャンの礼拝堂なども寓話的感覚を受ける。もし『国立西洋美術館』がロンシャンの礼拝堂のようだったら素晴らしいと個人的には思うのだが、それは別にしても、『国立西洋美術館』の外壁は打ちっぱなしのコンクリートが砂利に組み込まれており、一味違う外壁になっている。

また、ル・コルビュジエの主張した「新しい建築の5つの要点(ピロティ、屋上庭園、自由な平面、水平連続窓、自由な立面)」(近代建築の五原則)は『国立西洋美術館』においても体现されている。

前述のとおり、画家から出発し、建築家として活躍した後も、画家として制作活動を続けた彼の

残した建物で、世界の至宝、人類の財産である、「ミロのビーナス展」や「ロダン展」、「ロートレック展」、「ヴァン・ゴッホ展」、「ブルデル展」等が開催されることは冥利に尽きると思う。『国立西洋美術館』の敷地の中には、ロダンの「考える人」や「カレーの市民」、「地獄の門」等が設置され、芸術としての建築物と彫刻の作者であるル・コルビュジエとロダン、同じフランス人同士が異国の地で向き合って、何とも言えぬ空間を作り上げ、建築を取り巻く自然環境への敬意と、周囲に違和感を抱かせない有形、無形の関係を生み出していると思う。

美術館設置の発端が、松方幸次郎の美術コレクション返還に際し、日本国政府がフランス国の条

件を満たすためであったことはすでに述べたとおりであるが、芸術の森上野恩賜公園内に建築され、他にはないたずまいを感じるにつれ、日本の浮世絵、葛飾北斎、喜多川歌麿の絵がフランス印象画家に多大な影響を与えたことへの恩返しのようにも思える。

ちょっと飛躍するかもしれないが、我々日本人がフランスのパリ、またアメリカのニューヨーク等海外で大手を振って歩けるのも、独自の文化を持った国であり、人種であるからではないか、そんなふうを感じる。

文化というものがいかに大事なものであるか、その点からしても、『国立西洋美術館』が世界遺産候補になったことは、非常に意義深いことではないだろうか。

「日本を測る人びと～土地家屋調査士法の誕生～」著者 藤原政弥

Land and House Investigator

この度、土地家屋調査士の英語表記を「Land and House Investigator」と法務省から正式名称として了解された。その表記の決め手となったといわれる一冊の本「日本を測る人びと～土地家屋調査士法の誕生～」の著者は、元土地家屋調査士会会員である藤原政弥先生であることはあまり知られていないのではないかと。今回その藤原政弥先生に取材を申し入れ、師走の12月7日大阪駅から地下鉄谷町線に乗り、駒川中野駅に車で迎えに来ていただき、ご子息の土地家屋調査士 藤原静雄事務所でインタビューをさせていただいた。

「日本を測る人びと」の本が発刊され話題となっていた頃の1994年、日調連会報6月号に「異色調査士のライフスタイル」として藤原先生の取材記事が掲載されており、今回で2回目の取材となる。先生は大正5年生まれの92歳、もの静かで凛とした矍鑠たる老人という印象。私の自己紹介をすると営林署に勤務していた当時、転勤で金沢に1年ぐらい在住した事があったそうでひとしきり思い出話をされすっかり打ち解ける事ができた。

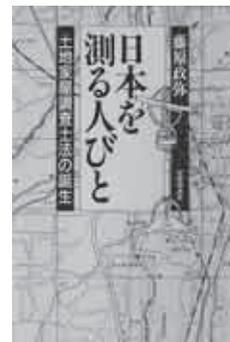
先生は伊能忠敬のライフスタイルと同じように、54歳にして土地家屋調査士の資格を取得し、業務を通して第二の人生として選んだこの道・この資格のルーツを知りたくなり、10年ぐらい構想をあたため準備をした上、資料収集に奔走したが文献はなく、関係する書籍もほとんど見当たらない状況に、自分で「誰かが記録として残さなければ…これは私しかない」という昂揚した思いが日々に募り憑かれたようにのめり込んでいった当時の熱い思いをゆっくり思い出しながら語っていただいた。

近年大きな法律改正の中で、我々の業務環境が激変しているこの時期に土地家屋調査士法の法律が制定されるまでの先人の苦心の歴史を知る事は、土地家屋調査士制度を理解し発展させる為に欠かせないものと思っています。短い時間の取材でしたが、終始優しい口調で「この本のご縁とはいえこのような機会を作っていただいた事に感謝します」とお礼の言葉をいただきました。

今回の取材を通してこの著書の無償再版をお願いして了解を得る事ができたので日調連で増刷し、全



(左) 藤原政弥先生、(右) 日調連大星副会長



国単位会及び法務省、国交省、その他関係機関に配布する事を予定しています。

終わりにあたり、昭和25年7月31日付官報で発せられた公布分を日本語と英文で併記し、この取材の締めくくりとします。

昭和25年7月31日付官報

土地家屋調査士法をここに公布する
御名御璽
昭和25年7月31日
内閣総理大臣 吉田 茂
法律第228号 土地家屋調査士法

同じ日占領下にある日本国政府からGHQに宛てて次のような英文による土地家屋調査士法成立公布の報告がなされた。

Minister of Agriculture
And Forestry
HIROKAWA Kozen
I hereby promulgate the Land and House Investigator Law.
Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor
This thirty-first day of the seventh month of the twenty
fifth year of Showa (July 31, 1950)
Prime Minister
YOSHIDA Shigeru
Law No.228
Land and House Investigator Law

会員研究論文募集のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会広報部では、全国の会員の皆様からの論文を募集します。

昨年『パシフィコ横浜』で開催された「全国測量技術大会 2007」では3日間で延べ2万人を超える来場者があり、日本土地家屋調査士会連合会が参画した「登記測量技術発表会」においては約350人を超える来場者により、会場となったアネックスホールは満員に埋め尽くされ、充実した発表会となりました。今回、名称も新たに『地理空間情報フォーラム 2008』と改題され、パシフィコ横浜において発表していただきます。

昨今の各省連携により地図政策への取組みにおける基本的な情報が国際化、行政政策上の共有化が必然とされる中、高度空間情報社会での地理空間政策における土地家屋調査士の携わる日常業務の成果、街区基準点の維持・管理を捉えた利活用の推進、筆界特定制度でのデータ構築の共有化、ADRセンター情報等での「筆界」情報の確立等、時代は技術論に留まらず、地理空間情報での抜本的な部分での地籍情報学の確立が急務とも考えられます。地籍に関する情報の生産現場に直接関与する立場から幅広く、論文募集をかけ、選考の上、入選された論文については『地理空間情報フォーラム 2008』にて発表をしていただき、本年韓国にて開催予定の「第6回国際地籍シンポジウム」の発表者選考の参考にさせていただきます。日頃の研究成果を発表するとともに登記・地籍等に関する測量の情報共有、また意見交換をすることにより、土地家屋調査士全体の研究の資としていくことを目的としています。多くの方々の積極的なご応募を期待します。

● 会員研究論文 応募要領

- | | |
|-----------|---|
| (1) 内 容 | “地籍情報の生産現場—登記測量の視点から—” に関する論文の要約(アブストラクト)および本論文
※論文は過去に発表されたものでも構いません。ただし、提出については論文要約審査を通過した方々を対象とします。 |
| (2) 応募資格 | 土地家屋調査士(登録会員に限ります) |
| (3) 応募方法 | 応募する論文は原則として1人1編とし、要約については以下のEメールアドレス宛てに送信してください。論文については審査の上、発表対象者のみCD-ROM及び印刷したものを2部ずつ郵送してください。応募原稿及び資料は返却いたしません。 |
| (4) 枚 数 | 要 旨 A4判 1~2枚
論 文 A4判 枚数は限定しません |
| (5) 書 式 | 用紙:A4判
フォント:MS明朝
フォントサイズ:テーマ(14ポイント太字)、所属会・会員名(12ポイント)、本文(11ポイント) |
| (6) 応募締切 | 要 旨 2008年3月31日(月) ※4月中旬に発表対象者に論文を依頼します。
論 文 2008年5月23日(金) |
| (7) 送 付 先 | 要 旨 rengokai@chosashi.or.jp
※メールタイトルを「広報部募集論文」としてください。
※メール本文に「論文テーマ」、「所属会」、「会員名」、「住所・電話番号・FAX番号」を明記してください。
論 文 日本土地家屋調査士会連合会 広報部 行
※2008年4月に連合会事務局が移転するため、住所・電話番号・FAX番号につきましては、おって連絡いたします。 |
| (8) 問合せ先 | 日本土地家屋調査士会連合会事務局 広報担当
TEL:03-3942-0050 FAX:03-3942-0197 |
| (9) 論文発表 | 地理空間情報フォーラム 2008
日時:2008年6月18日(水) 午前10:00~
会場:パシフィコ横浜 |

※なお、発表していただいた論文につきましては、連合会報に掲載することを予定しております。

熊本会

「海の境界線」

天草支部 連尾 幸輝



『ちょうしし(熊本会)』第270号



今年の夏は、とにかく暑かった。その暑さにかこつけビールを飲みすぎたお陰でダイエットに取り組む日々を過ごしているが、“暑さとビール”以外のこの夏の思い出を皆様にご紹介したい。

夏の始まり、九州地方が梅雨明けを迎えた日、私は対馬沖でイルカを眺めていた。私のもう一つの職業である海事代理士の仕事で、水産庁の漁業取締船に乗船していたのである。ご存知の方も多いと思うが、漁業取締船は国内で操業する漁船が決められた海域や漁法で漁を行うよう指導したり、日本の排他的経済水域内で、外国業船が境界線を越えて操業していないか監視する船舶である。

取締業務についての話は、守秘義務があるので差控えることにし、船内での生活をご紹介しよう。まずは、出航の準備である。一度港を出ると1～2週間は陸に上がれない。その為に周知な準備をしておかなければならない。私は通常、出張に出かける気分で身の回りの品を持ち込んだ。(当然、海上にはコンビニなど無いのでその点も考慮して) 出港前、船長からジュースやお菓子を持込むようアドバイスを受けた。普段私は甘いものはほとんど口にしな

い。必要ないと思いつつも持込んだが、3日目には持込んだ物の半分が無くなっていた。

船内での生活は皆さんが想像される以上に快適である。船内は全室、廊下にいたるまで冷房が効いて涼しく、居住スペースも各自に個室が割り当てられており、テレビも映る。(但し対馬沖では韓国の放送しか見られなかった) お風呂も自宅のものより大きいくらいである。(但し節水の為、2日に1回の入浴である) 船内での一番の楽しみはやはり食事である。私が乗船した船舶では、船舶料理士の資格を持った司厨長が料理の腕をふるってくれたので、毎日本当に美味しい食事を頂けた。(妻には叱られそうであるが、本当においしかった)

不便なことも確かにある。携帯電話が繋がらない事。(これは良いことかも知れないが) 体調を崩した時、病院にいけない事。私は生活環境が急に変わったせいか、(航海中一滴もアルコールを摂取しなかった) 便秘になってしまった。それ以外は、ひと航海だけの夏休み気分の私にとっては快適な船旅であった。(仕事で乗船したのに不謹慎ではあるが…)

海上での生活を退屈に思われる

かも知れない。もちろん乗組員の方々は昼夜を問わず交代で働いていらっしゃるが、視察・研修が目的で乗船した私は暇を持って余すのではないかと心配していた。しかし、イルカに鯨にトビウオ、トンボにクラゲに潜水艦も見ることができ、船酔いもしなかったのも、あつという間の航海であった。(只、帰港後に陸上での未処理の仕事に追われる事になってしまったが…)

♪海は広いな～ 大きいな～♪を体感した1週間であったが、その広い海にも境界は存在する。そして当然、海の境界には杭を打つこともできなければ、塀を造ることもできない。それゆえに常に監視の目が必要なのである。その目は、海上にも、空にも、海底にもあり、最新機器の眼と鍛錬された人の眼でしっかりと監視されているのである。また、海上での誤った線引きは、漁業者にとっては死活問題であり、外交面では国際問題にも成りかねない。常に細心の注意を払い境界を見極めることは、陸上と同様、海上においても変わりのない職務であることをこの航海で再認識した。

京都

「変容を遂げる調査士像」

城南支部 支部長 中村良三



『京都土地家屋調査士』第141号

この3月に調査士会が新しく生まれ変わり、「美しい国」ならぬ「美しい調査士会」として装いも新たに出航しました。今後の事業が目白押しですが、その中で民間型ADR、言い換えれば「京都境界問題解決支援センター」が新会館と共に発足し、その活躍が期待されるわけですが、期待とは裏腹に、その重責に多くの不安を抱えています。

境界紛争と言えば、従来から裁判で解決する方法がとられていますが、これについては時間がかかる、金がかかる、揚げ句の果て思いどおりにならないために痼が残る、という問題点が幾度となく言われてきました。そのような問題点を解決する方法として考えられたのが、法務局の行う筆界特定制度であり、土地家屋調査士会が立ち上げた民間型ADRと言えるわけです。ところがこれらの制度にも限界があり、例えば筆界特定制度には確定効がなく、所有権の問題は取り扱えない。民間型ADRでは、相手が承諾しなければ手続きが進められないといったことが指摘されており、筆界特定制度は民間型ADRに先行すること1年半、その制度への関心

は高く、法務局と共に我々調査士が調査員となり、悩める者への対応に追われているのが実情です。一方民間型ADRつまり「京都境界問題解決支援センター」は筆界特定制度に遅れをとったものの徐々にではあるがその広がりを見せているようである。今回立ち上げた「京都境界問題解決支援センター」では、相談者に対し調査士の専門的知識を駆使し、紛争解決に導く役割を担っております。特に「調停」という未知の分野に足を踏み入れたことで、その場面では専門的知識や長年の実務経験でもなかなか解決できない事柄も多く、調査士の立場より、ひとりの人間として相談者に向き合うことが大切であると言われております。例えば興奮し激高する相談者を前にして、「法華教」に登場する菩薩の如く、相談者を菩薩の化身と考え、調査士である自らの気持ちを自制するのが調停での正しい考え方となるそうです。なぜなら仏教では「怒り」が苦悩を生み出す大きな原因と考えられているからです。相談者の「怒り」に迎合せず、逆らいもせず、平常心で対応することが肝要なのです。「京都境界問題解決センター」として調停し

た結果が、当事者同士の納得による合意であり、そのことが境界紛争の解決との考え方もあるかもしれませんが、それより我々第三者が関わることによって、紛争当事者が自ら解決していこうという姿勢を導き出し、後に痼を残さないことが真の意味での解決といえるのではないかと思います。

この制度では調査士としての力量は当然問われますが、同時にひとりの人間として試されると思うのです。ともすれば職責の重さに比して、土地家屋調査士の知名度の低さや覚えにくい資格名が取り沙汰されますが、このような制度の中で国民の目線に沿った地道で直向きな活動をすれば、徒に広報活動することなく国民の記憶に留めることが出来ると思うのです。いずれにしても国民の期待に応えることが、この制度の発展に欠かせないものであり、引いては調査士制度の生き残りに繋がると考えられております。失敗は許されませんが失敗を恐れずに調停員、相談員として京都から多くの会員さんが参加されることを強く望んでおります。

11月

19～20日

第1回CPD運営委員会

<協議事項>

1. 「土地家屋調査士CPD」設置計画の諸準備について
2. 「測量技術講習会」の実施運営について
3. 新[測量系CPD協議会]への参加意思について
4. その他

20日

第2回社会事業部会

<協議事項>

1. 平成20年度社会事業部事業計画案及び予算案について
2. ADR担当者会同の開催について
3. 筆界特定制度対応第2次PTについて
4. 地図・地籍総合PTについて
5. 公益法人制度改革関係PTについて
6. その他

26日

第5回広報部編集会議(電子会議)

<協議事項>

1. 「未登記建物解消キャンペーン」を含む広報担当者会同の検討
2. 会報について
3. 雑誌広告掲載の検討
4. 「人権のひろば」への広告掲載について
5. その他

29日

第4回業務部会

<協議事項>

1. 街区基準点の利用状況及び不動産登記規則第93条不動産調査報告書の利用状況に関するアンケートについて
2. 平成20年度事業計画(案)及び概算予算(案)について
3. 登記基準点について
4. その他

12月

3日

登記基準点評価委員会の設置のための第2回準備会

<協議事項>

日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置準備委員会について

5日

第7回正副会長会議

<協議事項>

第6回常任理事会の対応

5～6日

第6回常任理事会

<協議事項>

1. 平成19年度第2回全国会長会議等の運営について
2. 平成20年度事業方針大綱(案)並びに各部事業計画(案)及び同予算(案)の編成方針について
3. XML土地所在図等作成ソフトの構築について
4. 連合会会費の改定について
5. 測量系CPD協議会の新協議会への参加について
6. 未登記建物解消キャンペーンの推進について
7. 地理空間情報フォーラム2008への参画について
8. 「土地家屋調査士パンフレット」の映像パッケージ作成について
9. 登記基準点評価委員会について
10. オンライン登記申請の改善策の対応について
11. その他

6～7日

第3回広報部会

<協議事項>

1. 地理空間情報フォーラム2008の発表会・パネルディスカッションの名称・テーマについて
2. 次年度会報印刷業者について
3. 平成20年度広報部事業計画案及び予算案について
4. 雑誌広告掲載の検討
5. 会報について
6. その他

8～9日

第3回日調連ADRセンタープロジェクトチーム会議

<協議事項>

ADR担当者会同の運営について

9日

第5回総務部会

<協議事項>

1. 平成19年度ブロック協議会総務担当者会同の終了に伴う今後の対応について
2. その他

9～10日

ADR担当者会同(於TKP御茶ノ水ビジネスセンター)

10～11日

第4回研修部会

<協議事項>

1. 平成19年度研修部事業計画及び予算の執行状況について
2. 平成20年度研修部事業計画(案)及び予算(案)の策定について
3. 測量技術講習会について
4. 第3回土地家屋調査士特別研修について
5. 今後の日程について
6. その他

13日

第8回正副会長会議

<協議事項>

1. 第5回理事会の運営等について
2. その他

13～14日

第5回理事会

<審議事項>

1. 平成19年度第2回全国会長会議等の運営について

<協議事項>

1. 平成20年度連合会各部事業計画案と予算案編成のスケジュールについて
2. XML土地所在図等作成ソフトの構築について
3. 連合会会費の改定について
4. 登記基準点評価委員会について
5. 戸籍謄本等職務上請求書取扱管理規程モデル及び連合会情報公開に関する規則の一部改正について
6. オンライン登記申請の改善策の対応について
7. その他

第5回理事会業務監査

14日

登録審査会

ブロック新人研修開催公告

平成19年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

中部ブロック協議会

記

開催日時

平成20年2月29日(金)午前9時30分 開始
平成20年3月1日(土)午後4時40分 終了

開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸一丁目5番1号
「KKRホテル名古屋」
電話 052-201-3390

申込手続

受付期間

平成20年1月7日(月)～平成20年1月31日(木)

申込先 所属調査士会事務局

中国ブロック協議会

記

開催日時

平成20年3月7日(金)午後1時 開始
平成20年3月9日(日)午後4時 終了

開催場所

岡山県岡山市駅前町2丁目3番31号
「サン・ピーチOKAYAMA」
電話 086-225-0631

申込手続

受付期間

平成20年1月10日(木)～平成20年2月6日(水)

申込先 所属調査士会事務局

東北ブロック協議会

記

開催日時

平成20年3月6日(木)午後1時30分 開始
平成20年3月8日(土)正午 終了

開催場所

青森県八戸市東白山台1丁目1-1
「ウェルサンピア八戸」
電話 0178-23-5151

申込手続

受付期間

平成20年1月7日(月)～平成20年2月8日(金)

申込先 所属調査士会事務局

四国ブロック協議会

記

開催日時

平成20年2月9日(土)午後1時 開始
平成20年2月11日(月)午後4時 終了

開催場所

松山市南江戸1丁目4番14号
「愛媛県土地家屋調査士会合同会館」
電話 089-943-6769

※受講対象会員へは、各調査士会より通知済みです。

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない調査士会会員。なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 19 年 11 月 1 日付
東京 7460 室屋菜々子 東京 7461 坂爪 啓一
東京 7462 橋田 淳次 神奈川 2781 本間 利雄
静岡 1645 加藤 晋 大阪 3011 山本 泰光
愛知 2652 佐々木時市 山口 919 河村 保
福岡 2122 櫻木 武 香川 669 富岡 計孝
高知 647 上岡 壽 高知 648 石村 健一

平成 19 年 11 月 12 日付
東京 7464 山本 照夫 茨城 1376 臼田 恭士
大阪 3012 坂田 幸一 大阪 3013 石塚 洋

平成 19 年 11 月 20 日付
福井 416 濱田 道雄 広島 1785 藏田 奉心
宮崎 764 氏益 裕治

登録取消し者は次のとおりです。

平成 19 年 8 月 3 日付 千葉 1423 大木 康滋
平成 19 年 8 月 22 日付 香川 498 石井 清治
平成 19 年 8 月 23 日付 岐阜 802 稲川 忠明
平成 19 年 9 月 18 日付 福岡 1624 佐々木陽司
平成 19 年 9 月 25 日付 東京 4787 福富 幸三
平成 19 年 9 月 27 日付 東京 5957 小川 照雄
平成 19 年 10 月 7 日付
東京 5371 大下 克信 神奈川 1949 佐藤 勝
平成 19 年 10 月 11 日付 高知 149 福留 誠記
平成 19 年 11 月 1 日付
東京 6347 稲垣 貞夫 静岡 1277 河津 正治
兵庫 1534 岸 賢一郎 愛知 1208 安井 忠
岐阜 699 高木 逸郎 富山 478 松村 健次
岡山 1135 松尻 喜伍 宮城 692 澁谷 啓
福島 983 吉田 光男

平成 19 年 11 月 12 日付
神奈川 1609 谷井 敏孝 埼玉 2381 佐藤 洋二
千葉 1541 真田 明 長野 1393 内藤 規
岐阜 963 藤井 一利 石川 140 吉田 徳藏
岡山 940 秦 康弘 大分 104 加藤 正範
宮城 251 渡邊 長平 岩手 925 藤村 光雄
函館 203 澄 信一 香川 545 森口 一輝
徳島 311 山本 勝

平成 19 年 11 月 20 日付
長野 969 依田 貞寿 大阪 1571 灰谷 鉄雄
兵庫 1358 重松 紀徳 兵庫 2188 政水美智子
愛知 1482 山本 明光 三重 213 南 友生
山口 745 松本 孝 札幌 1091 岡部 大樹

平成19年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条第1項の規定による平成19年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成19年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成19年12月14日付け官報に掲載されております。

記

試験日	筆記試験（8月19日）、口述試験（11月5日）
出願者数	7,540名
受験者数	6,250名（午後の部の試験を免除された者であって午前の部を受験した者又は午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。）
合格者数	503名（男482名・95.8% 女21名・4.2%）
筆記試験合格点	午前の部の試験 満点100点中78.0点以上 午後の部の試験 該当なし

（午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.5点に、記述式問題については満点50点中38.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、それぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。）

平均年齢 36.12歳
最低年齢 21歳 2名
最高年齢 67歳 1名 ※年齢はH 19.11.27現在

生年別合格者数

生年	人数	生年	人数	生年	人数
昭和60年	4	昭和45年	29	昭和30年	5
昭和59年	4	昭和44年	16	昭和29年	2
昭和58年	4	昭和43年	25	昭和28年	2
昭和57年	8	昭和42年	15	昭和27年	2
昭和56年	21	昭和41年	14	昭和26年	5
昭和55年	14	昭和40年	11	昭和25年	3
昭和54年	12	昭和39年	9	昭和24年	5
昭和53年	20	昭和38年	5	昭和23年	4
昭和52年	27	昭和37年	8	昭和22年	1
昭和51年	34	昭和36年	5	昭和21年	1
昭和50年	39	昭和35年	5	昭和20年	1
昭和49年	28	昭和34年	5	昭和19年	2
昭和48年	36	昭和33年	4	昭和15年	1
昭和47年	32	昭和32年	8	合計	503
昭和46年	24	昭和31年	3		

受験地別合格者数

受験地	人数
東京	200
大阪	102
名古屋	70
広島	19
福岡	45
那覇	3
仙台	24
札幌	11
高松	29
合計	503

大規模災害基金状況

平成19年12月15日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

単位会からの拠出金計	¥	137,277,044
他の寄付金等収入計	¥	2,341,158*
一般会計繰入金計	¥	15,000,000
見舞金計	¥	-43,680,000
他の支出	¥	-494,570
	¥	110,443,632

*内 第22回日調連親睦ゴルフ大会

¥73,979

各会からの大規模災害拠出金合計 (平成9年度から平成19年度まで)

平成19年12月15日現在

各調査士会	拠出金額
東京	¥ 13,490,000
神奈川	¥ 6,000,000
埼玉	¥ 8,326,920
千葉	¥ 4,272,029
茨城	¥ 3,875,500
栃木	¥ 1,741,500
群馬	¥ 2,128,000
静岡	¥ 6,070,029
山梨	¥ 1,012,000
長野	¥ 1,827,500
新潟	¥ 2,665,900
大阪	¥ 11,956,000
京都	¥ 861,774
兵庫	¥ 13,889,812
奈良	¥ 1,257,000
滋賀	¥ 1,513,632
和歌山	¥ 1,299,000

愛知	¥ 4,397,948
三重	¥ 1,833,081
岐阜	¥ 1,539,323
福井	¥ 724,000
石川	¥ 1,256,000
富山	¥ 1,436,000
広島	¥ 1,316,409
山口	¥ 1,031,000
岡山	¥ 1,291,210
鳥取	¥ 849,500
島根	¥ 938,000
福岡	¥ 4,674,500
佐賀	¥ 863,000
長崎	¥ 2,100,000
大分	¥ 1,867,000
熊本	¥ 2,386,000
鹿児島	¥ 3,057,000

宮崎	¥ 1,856,000
沖縄	¥ 1,832,000
宮城	¥ 1,513,010
福島	¥ 2,982,051
山形	¥ 604,328
岩手	¥ 1,621,298
秋田	¥ 1,113,852
青森	¥ 1,440,300
札幌	¥ 3,153,638
函館	¥ 692,000
旭川	¥ 662,000
釧路	¥ 1,019,000
香川	¥ 1,200,000
徳島	¥ 723,000
高知	¥ 913,000
愛媛	¥ 2,205,000
合計	¥ 137,277,044

災害見舞金支出合計①

(平成9年度から平成15年度まで)

平成19年12月15日現在

支出日	各所属会	災害内容	人数	合計
H10. 8.20	新潟	集中豪雨	会員1名	¥ 20,000
H10.10.16	茨城	集中豪雨	会員1名	¥ 20,000
H10.10.16	福島	集中豪雨	会員1名	¥ 20,000
H10.10.16	高知	集中豪雨	会員3名	¥ 60,000
H11. 4.14	岡山	台風	会員1名	¥ 20,000
H11.11.16	愛知	竜巻	会員4名	¥ 80,000
H11.12.10	山口	台風	会員20名	¥ 490,000
H12. 4.14	札幌	有珠山噴火	会員1名	¥ 30,000
H12. 6.14	岩手	集中豪雨	会員1名	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	三宅島雄山噴火	会員2名	¥ 200,000
H12.10. 6	愛知	東海地方豪雨	愛知会	¥ 1,500,000
H12.10.24	鳥取	鳥取西部地震	鳥取会	¥ 100,000
H12.11.27	東京	三宅島雄山噴火	会員2名	¥ 200,000
H12.12.25	島根	鳥取西部地震	島根会	¥ 30,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取西部地震	鳥取会	¥ 250,000
H13. 3.28	東京	三宅島雄山噴火	会員2名	¥ 200,000
H13. 4.20	広島	芸予地震	広島会	¥ 100,000

支出日	各所属会	災害内容	人数	合計
H13. 4.20	山口	芸予地震	山口会	¥ 100,000
H13. 4.20	岡山	芸予地震	岡山会	¥ 100,000
H13. 4.20	香川	芸予地震	香川会	¥ 100,000
H13. 4.20	愛媛	芸予地震	愛媛会	¥ 100,000
H13. 6.29	愛媛	芸予地震	愛媛会	¥ 200,000
H14. 8.12	岐阜	台風6号	会員1名	¥ 100,000
H14.11.18	千葉	台風21号	会員18名	¥ 100,000
H15. 6.17	宮城	宮城県沖地震	宮城会	¥ 50,000
H15. 6.17	福島	宮城県沖地震	福島会	¥ 50,000
H15. 6.17	山形	宮城県沖地震	山形会	¥ 50,000
H15. 6.17	岩手	宮城県沖地震	岩手会	¥ 50,000
H15. 6.17	秋田	宮城県沖地震	秋田会	¥ 50,000
H15. 6.17	青森	宮城県沖地震	青森会	¥ 50,000
H15. 8. 8	福岡	九州集中豪雨	会員1名	¥ 100,000
H15. 8.22	宮城	宮城県沖地震	会員1名	¥ 100,000
H15. 9.25	宮城	宮城県沖地震	会員7名	¥ 2,000,000
		支出計		¥ 6,670,000

災害見舞金支出合計②
(平成16年度～)

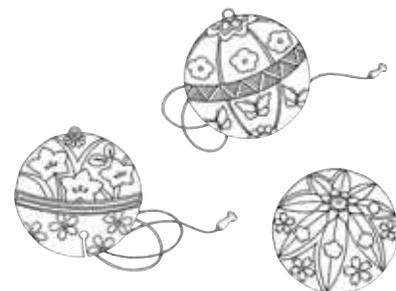
平成19年12月15日現在

支出日	各所属会	災害内容	人数	合計
H16. 7. 7	佐賀	佐賀市竜巻	会員1名	¥ 200,000
H16. 7.23	新潟	集中豪雨	会員14名	¥ 1,700,000
H16. 7.23	福井	集中豪雨	会員7名	¥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	集中豪雨	会員2名、新潟会	¥ 250,000
H16. 8. 6	福井	集中豪雨	福井会	¥ 100,000
H16. 8.18	富山	集中豪雨	会員1名	¥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	台風15号、大雨	会員2名	¥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	台風16号	会員1名	¥ 100,000
H16. 9.16	香川	台風16号	会員7名	¥ 700,000
H16.10. 1	函館	台風18号	会員2名	¥ 150,000
H16.10. 1	香川	台風18号	会員2名	¥ 150,000
H16.10. 4	広島	台風18号	会員13名	¥ 300,000
H16.10. 4	大分	台風16号、18号	会員4名	¥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	台風16号	会員2名	¥ 150,000
H16.10. 4	岡山	台風16号	会員2名	¥ 200,000
H16.10. 8	三重	台風21号、大雨	会員2名	¥ 300,000
H16.10.18	兵庫	台風16号、18号	会員12名	¥ 360,000
H16.10.19	山口	台風18号	会員21名	¥ 580,000
H16.10.19	愛媛	台風21号	会員3名	¥ 250,000
H16.10.25	高知	台風16号	会員1名	¥ 50,000
H16.10.26	新潟	中越地震運営費	新潟会	¥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	中越地震応援物資	新潟会	¥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	台風16号、18号	会員2名	¥ 70,000

支出日	各所属会	災害内容	人数	合計
H16.11. 5	静岡	台風22号	会員2名	¥ 90,000
H16.11.17	新潟	新潟県中越地震	会員34名	¥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	台風16号、18号	会員4名	¥ 100,000
H16.11.17	香川	台風22号、23号	会員6名	¥ 520,000
H16.11.24	新潟	中越地震運営費	新潟会	¥ 100,000
H16.11.25	千葉	台風22号	会員2名	¥ 20,000
H16.11.25	兵庫	台風23号	会員15名	¥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	新潟県中越地震	会員9名	¥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	台風23号	会員1名	¥ 20,000
H16.12. 7	東京	三宅島雄山噴火	会員2名	¥ 200,000
H16.12.24	兵庫	台風23号	会員1名	¥ 100,000
H17. 3.30	新潟	新潟県中越地震	会員14名	¥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	集中豪雨	会員1名	¥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	局地的豪雨	会員1名	¥ 100,000
H17.10.17	東京	局地的豪雨	会員2名	¥ 150,000
H17.10.26	宮崎	台風14号	会員3名	¥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	大雨被害	会員1名	¥ 200,000
H18.10. 4	長野	大雨被害	会員7名	¥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	大雨被害	会員7名	¥ 900,000
H19. 3.28	石川	能登地震初動活動費	石川会	¥ 500,000
H19. 6.25	石川	能登地震	会員21名	¥ 5,250,000
H19. 6.25	石川	能登地震	石川会	¥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	中越沖地震運営費	新潟会	¥ 1,000,000
支出計				¥ 37,010,000

平成9年度から平成19年度まで支出合計

¥ 43,680,000



全公連研修会報告

去る平成19年11月19日開催された研修会について報告します。

この研修会開催に至った背景は、ここ数年特に平成18年6月2日公益法人改革3法が公布されて以来課題となっている新公益法人移行に関する問題及び法第14条第1項地図作成作業と平成地籍整備に関する最近の動向について研修し全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の発展に資するものとして企画実施されたものです。

- 1、講演会 公益法人制度改革に伴う政令・布令に関する説明
 演 題 「公益法人制度改革について」
 講 師 内閣府公益認定等委員会事務局 参事官 佐伯修司様
- 2、説明会
 説明事項 「民活と各省連携による地籍の整備の今後の方向性について」

「公益法人制度改革について」その背景、視点、国会特別委員会審議のポイント、新制度概要、課題について、整理すると以下のとおり。

1、公益法人制度改革の背景

公益法人に関連した不祥事の発生ならびに民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たす役割の増大にある。

2、改革の視点

主務官庁制の廃止と民間有識者（公益認定等委員会）による一元的判断と法人統治規定の整備、及び「簡素で効率的な政府」の実現を支える「民による公」のための環境整備の重要性（寄付税制の整備等）の観点である。

3、平成18年通常国会行政改革特別委員会での審議のポイント

公益認定等委員会の独立性・中立性の確保と機能発揮のための環境整備の重要性及び適切な税制整備の必要性が審議された。

4、新制度の概要（制度改革三法）

非営利社団・財団法人が登記のみで法人格を取得できる制度（通称「一階法」）の創設と内閣総理大臣又は都道府県知事が民間有識者（公益認定

等委員会）の意見に基づき、法人の公益性を認定し、監督を行う制度（通称「二階法」）及び現行2万5千余の公益法人が新制度に移行するための手続きの整備（通称「整備法」）で構成されている。

5、新公益法人制度施行（平成20年12月）に向けた課題

運用指針（ガイドライン）の制定と新制度に対応する税制関連法等の整備が必要である。

このほか資料に基づき一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の違いについて、移行措置の概要、公益認定等申請チェックリスト（素案）が示され、より具体的説明がなされたことにより各公嘱協会・全公連共々スムーズな移行に取り組んで行かなければならないことを強く実感したところであります。

「民活と各省連携による地籍の整備の今後の方向性について」においては、その背景、都市再生街区基本調査の進捗と概要、街区基準点の利活用（平成18年8月15日民二第1795号民事第二課長通知）、街区基本調査の成果の取り扱いと活用、さらに街区基本調査の成果を用いた地図に準ずる図面の整備後における地図整備の方策について説明を受けたところです。

この中で国土審議会土地政策分科会企画部地籍調査促進検討小委員会の委員に初めて土地家屋調査士が加わったことは今後の地籍整備において、その有用性が重要視されていることの表れで期待が大きいとの説明でありました。

また、地籍調査促進検討小委員会資料により「都市部及び山間部における地籍整備の促進策」にも各協会が、また土地家屋調査士がそれらに対応できる体制整備・取り組みが求められていることを強く実感したところです。

会務報告～前号以降

10月9～10日 東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（岩手県）、地籍研修会

10月12日 公益法人セミナー

10月15日 第1回総務・経理・広報担当打合せ
 10月15日 第2回業務・研修担当打合せ
 10月16日 第4回理事会
 10月16日 第2回監査会
 10月18日 塩崎恭久議員へ顧問委嘱状を持参
 10月18日 公明党懇話会
 10月22日 埼玉協会との勉強会(Web会議関係)
 10月26日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会地籍研修会
 10月27～28日 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会(埼玉県)、地籍研修会
 11月1日 第20回塩崎恭久と明日を語る会in東京
 11月1日 第1回業務推進委員会
 11月5日 島根業務研修会及び14条視察

11月7日 絃友会
 11月13日 法務省と打合せ
 11月19日 第5回正副会長会議
 11月19日 研修会
 11月20日 全国理事長会議
 11月20日 第3回総務・経理・広報担当打合せ、公益法人制度改革検討会
 11月26日 菅義偉君を励ます会
 11月29日 関東ブロック協議会との打合せ
 11月30日 中嘱連事務局協議会(岐阜県)

■ ■ 今後の会議予定

12月5日 古屋圭司政経フォーラム

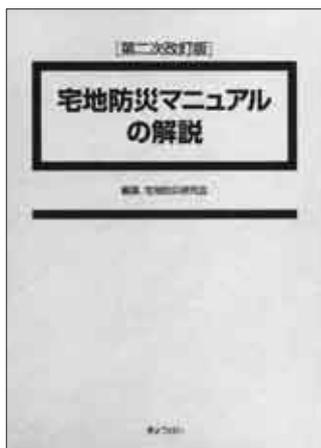


土地家屋調査士の本棚

宅地防災マニュアルの解説

第二次改訂版 全2巻セット

国土交通省都市・地域整備局開発企画調査室／監修 宅地防災研究会／編集



B5判 1巻482頁 2巻712頁
 発刊日：2007年12月
 発刊元：(株)ぎょうせい
 定価(税込) 15,000円
 頒布価格(税・送料込) 13,500円

内 容

国土交通省が作成した開発事業の際の防災措置を標準化したマニュアルの唯一の解説書。新潟中越地震を受けて2006年に改正された宅地造成等規制法に基づく一連の基準見直しにより、2007年3月29日に施行された「宅地防災マニュアル」の改正内容を盛り込んで発刊する。宅地開発事業の際の防災措置は本書を参考にして進められるため、実際に開発事業に携わる自治体担当者にとっては実務上不可欠な一冊である。

〈目次〉

- 1 総説 2 開発事業区域の選定及び開発事業の際に必要な調査
- 3 開発事業における防災措置に関する基本的留意事項 4 耐震対策 5 切土 6 盛り
- 7 のり面保護 8 擁壁 9 軟弱地盤対策 10 自然斜面等への配慮 11 治水・排水対策
- 12 工事施工中の防災措置 13 その他の留意事項 14 施行管理と検査

申 込 先

(株)ぎょうせい 東京支社 営業課 大木松文
 〒162-8541 東京都新宿区東五軒町1-2 電話 03-3269-2239 FAX 03-3268-1368

申 込 方 法

申 込：購入をご希望の方は《①書籍名②送付先③氏名④電話番号⑤『土地家屋調査士』を読んだ』と明記の上、直接出版社へ郵送かFAXでお申込ください。
 送 付：出版社から直接送付されます。(送料は出版社負担)
 支 払：納品時に同封された振込用紙をご利用ください。
 お問合せ：書籍の内容、発送等に関しては直接出版社へお問合せください。
 締 切：特になし

ご存じですか？ 国民年金基金のこと

～老後の生活設計にもうひとつの安心をプラス～



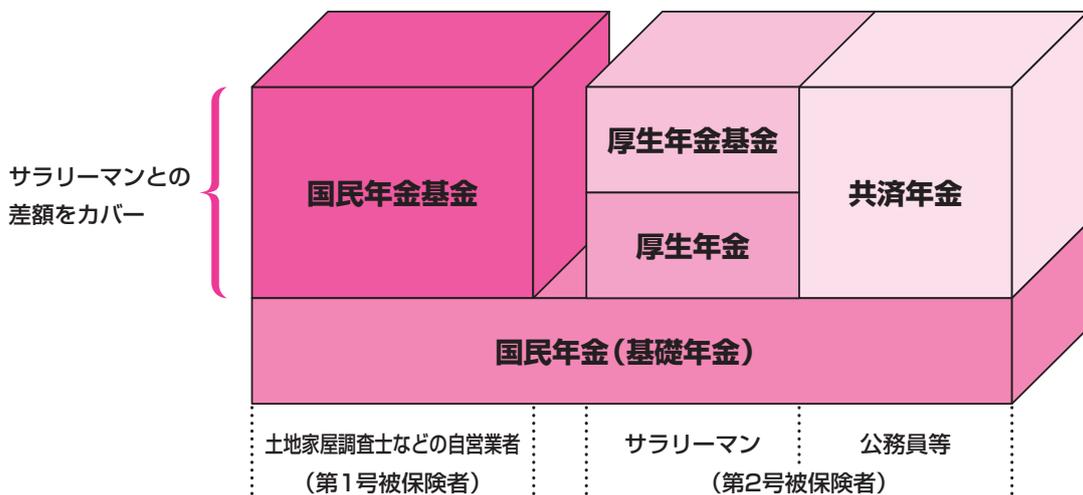
土地家屋調査士国民年金基金

国民年金基金は国民年金に上積みする 公的な年金制度です

誰にでも訪れる老後に向けて、準備をしておくことは大切なことです。老後生活を送るうえで、特に重要なのは経済的な安定です。そして、老後生活の支えとして基盤となるものは、国の年金である公的年金でしょう。また、公的年金を補完するものとして民間の個人年金などもありますが、何といたってもお得なのは「国民年金基金」です。

国民年金基金は、土地家屋調査士などの自営業者（国民年金の第1号被保険者）の方（60歳未満）が、サラリーマンなみの「2階建て」の年金を受け、ゆとりある老後を過ごすことができるように国民年金法に基づいて創設された公的年金制度です。土地家屋調査士国民年金基金は、土地家屋調査士の方々のための制度です。基盤がしっかりしている安心なこの制度を、頼りにしない手はありません。

国民年金基金は、
将来の老後生活を考えて自分で設計できる年金です



* 公的年金には、すべての国民に共通の「基礎年金」があります。

* 国民年金基金は、老齢基礎年金に上積みする2階部分の年金になります

国民年金基金には『地域型』と『職能型』

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、各都道府県ごとに設立されている『地域型国民年金基金』（47基金）と土地家屋調査士のような同じ職種の方々で組織する全国規模の『職能型国民年金基金』（25基金）があります。

公的な制度ですから安心です

国民年金基金の運営は公法人である各基金（土地家屋調査士国民年金基金）が行いますが、政府（厚生労働省）が基金の設立から運営までについて、指導・監督を行うこととなっており、安心して加入できる制度です。

また、公的な制度として加入員は掛金の全額について所得控除（社会保険料控除）が受けられ、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるという税制上の優遇措置があります。

国民年金基金 Q & A



土地家屋調査士国民年金基金にはどんな人が加入できるの？



土地家屋調査士国民年金基金に加入できる方は以下のすべての要件を満たしている方となります。

- ◆土地家屋調査士ご本人と配偶者（奥様）、それに補助者の方。
- ◆国民年金の第1号被保険者で、保険料を免除されたり滞納されていない方。
- ◆年齢が満20歳以上60歳未満の方。
- ◆地域型国民年金基金や他の職能型国民年金基金に加入されていない方。

安心の公的な制度、 国民年金基金にはこんなにメリットがあります

自分のライフプランにあった
年金設計が可能です

納付する掛金・受け取る年金ともに
税制上の優遇措置が受けられます

メリット
いろいろ

掛け捨てにはなりません

運用益には課税されないの
それだけ民間の個人年金に比べて
掛金は割安です

収入の変動にも
弾力的に対応できる年金

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

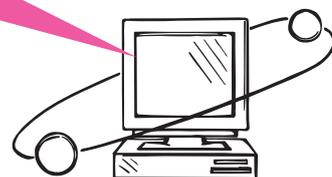
もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス！！ ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

会員の広場を利活用ください

2003年2月17日から土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2007年12月1日現在で、約6600人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

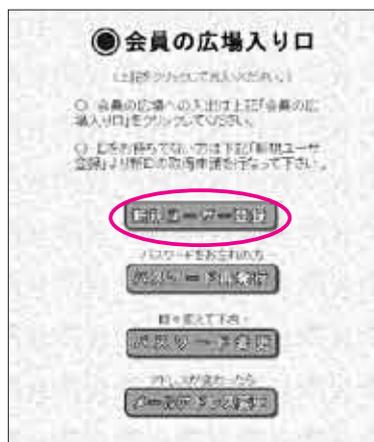


「会員の広場」ID申請方法

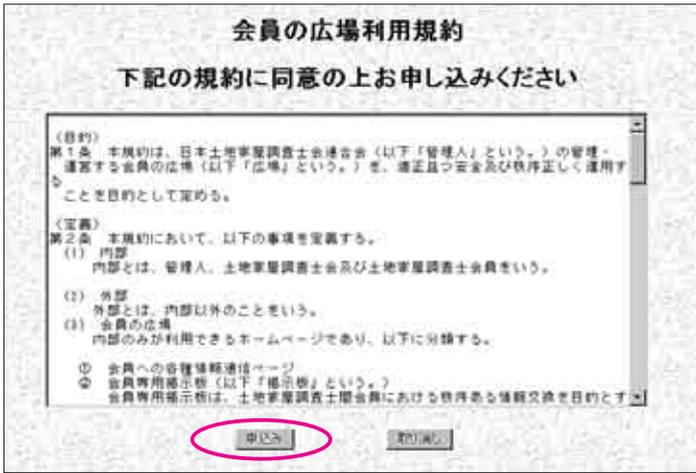
連合会 HP のトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>) から
「会員の広場」 をクリック



「新規ユーザー登録」
ボタンをクリック



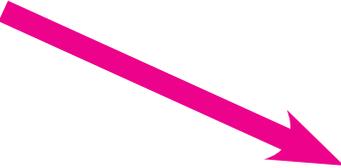
「申込み」
ボタンをクリック



このまま入力！

- ・ユーザー名：entry（半角）
- ・パスワード：chosashi（半角）

を入力してOK をクリック



◎連合会に申請
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日～1週間程度かかります。

ちようさし俳壇

第272回



中天の月 水上 陽三

枳殼は恰好の串鴟の顰
人はみな志秘む竜の玉
自転車の轍の音も今朝の冬
ゴルフアーのネイルアートや冬紅葉
中天の月忘らるる熊手市

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

お世辞など一言もなくおでん酒
水郷の風蕭々と冬うらら
初雪や傘をかき上げてすれ違ひ
輪中とは名のみ残して紅葉もゆ
教へ子は村の肝煎り里神楽

岐阜 深谷健吾

旧交を北の地酒であたためむ
トンネルの貫通まぢか通草熟る
鴟鳴いて朝より訃報の電話来る
伊勢湾へ急ぐ三川秋の暮
風の道ありて切り干し大根かな

東京 黒沢利久

短日の湖はすぐ闇に馴れ
冬禽や足の爪切る手を休め
境界の辺りに群れて冬の菊
明るきは妻の育てし小菊かな
溪流の先へ先へと冬の音

茨城 島田 操

歳時記と句帳たづさへ冬日和
筑波路や化粧名残の冬紅葉
年の瀬や寺より届く千支曆
尼寺に生活の匂ひ干大根
光陰の矢に追越さる年の暮れ

愛知 清水正明

風やさし蓑を出でざる鬼の子に
秋の日を溜めて千本格子かな
時雨忌や九十九島に西施思ふ
稽田となりし象潟風荒ぶ
心字池心まだらに散紅葉

埼玉 井上晃一

秩父路は薪積み上げて冬支度
落葉焚き隣家の主婦も加はりぬ
七五三の家族の写真ウインドに

今月の作品から

水上陽三

この「ちようさし俳壇」は縮切りの都合で、季節的には後追いの形になってしまふ。発表される月に合致するような作品を投稿して貰えれば良いのだが、季節を体感しなければそれらしい俳句は作れないのが実情で致し方ないことと思う。しかし、季節を先取りした作品に挑戦することが大切だと言っておきたい。

例によって、今月の作品から数句を抽出して感想を述べることにする。

堀越貞有

教へ子は村の肝煎り里神楽

内侍所の御神楽に対して、宮廷以外の神社で行う神楽のことを里神楽という。笛や太鼓ではやし、仮面をつけて演じる。神代の物語に取材した無言劇が多い。東京でも御嶽山の夜神楽を見たことがあるが、演じ手は大方が御師や巫女達であった。そのように満更素人では演じられないので、村内に神楽を演ずる仲間があつて、その肝煎りをしてきたのが教へ子であつたと言ふのである。

深谷健吾

風の道ありて切り干し大根かな

切り干しは、普通大根を細く切つて日に干したものを言う。したがつて、大根とまで言わなくても良いわけだが、この場合、切り干し大根に焦点をおいて、「かな」と詠嘆しており、一つの名詞として捕らえているから、言い過ぎとは言えない。何処の家庭にも風の良く通る場所がある。いわゆる南北の風の通り道でありそのことに掲句の焦点がある。ちなみに、切り干しは愛知の宮重大根が最も適していると言われるがどうであろうか。

黒沢利久

溪流の先へ先へと冬の音

溪流の音を聞きながら、先へ先へと冬の深まつていくと感じたのである。聴覚が感覚へフィードバックされた作品と言えよう。俳人は、音を聞くことによつて季節の移り変わりを敏感に捕らえて止まない。

島田 操

光陰の矢に追越さる年の暮れ

前句に比べ、やや観念的なそしりは免れぬであろうが、光陰を一本の矢に見立てた発想を買う。高浜虚子の句に「去年今年貫く棒のごときもの」という名句があるが、掲句は古希を越えられた作者の偽らざる心境であろう。

① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第582号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成19年12月11日

法務大臣 鳩山邦夫

名称	主たる事務所
東京土地家屋調査士会	東京都港区新橋2丁目20番15-701号
埼玉土地家屋調査士会	さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
栃木県土地家屋調査士会	宇都宮市小幡1丁目4番25号
石川県土地家屋調査士会	金沢市新神田3丁目9番27号
山口県土地家屋調査士会	山口市惣大夫町2番2号

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

広報部一同、心よりお慶び申し上げます。

今年は西暦2008年。平成元年誕生された方が成人式を迎える節目の時季となりました。国政に目を向けると「ねじれ国会」に伴い政権運営が厳しい状況下であり政権再編が推測される今年は激動の年となるかも知れません。ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。淀みに浮ぶうたかたは、かつ消え、かつ結びて、久しくとどまりたる例なし。

世の中にある人と、栖とまたかくのごとし。

『方丈記／鴨長明』

(現代語訳)

ゆく川の流れは絶えることがなく、しかもその水は前に見たもとの水ではない。淀みに浮ぶ泡は、一方で消えたかと思うと一方で浮かび出て、いつまでも同じ形にいる例はない。世の中に存在する人と、その住みかかもまた同じである。

土地家屋調査士業務を一考しても、

調査書⇒調査報告書。任意座標⇒街区基準点の利用。登記済証⇒登記完了証。登記権利書⇒登記識別情報。裁判外紛争解決手続⇒筆界特定制度、境界問題相談センター…等々

真水が腐らないのは流れているためと表現を変えれば、流動のさまは、会報誌の会長レポートに凝縮された文章の中で、或いは会務日誌での審議事項、協議事項の項目において、細部までは見えなくても連合会の姿勢を連想することが可能です。不動産登記手続のオンライン利用状況、普及促進に係る課題等については、当月会報『自由民主党司法制度調査会登記オンラインPTのヒアリングに関する報告』、今年4月から開始される登記事務（乙号）の包括的民間委託については『情報スクランブル』～「公契約法」の制定を～、また、現在、公的個人認証の普及率0.2%である現状を考慮したオンライン申請における添付情報の全部又は一部を書面で送付することを許容する「不動産登記令の一部を改正する政令（案）」「不動産登記規則の一部を改正する省令（案）」も出ております。今後の連合会のオンライン登記申請の改善策対応に関しては『LOOK NOW』を是非御覧下さい。

連合会会報誌「土地家屋調査士」の更なる内容の充実を目指し、情報発信の重要なツールとして本年も担当者一同取り組む所存でございます。会報誌の紙面づくりに関して、要望、提案等ございましたら広報部まで御連絡下さい。読者の皆様方の普遍なき御協力と御指導を本年も宜しくお願い申し上げます。

広報部次長 川本 達夫

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料（1年分） 1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号

電話：03-3942-0050 FAX：03-3942-0197

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（ICカード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたくえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月800枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（iiページ）」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iiiページ）」を参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物（ICカード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iiiページ）」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（ivページ）」を参照ください。

③ ICカードを再発行する場合

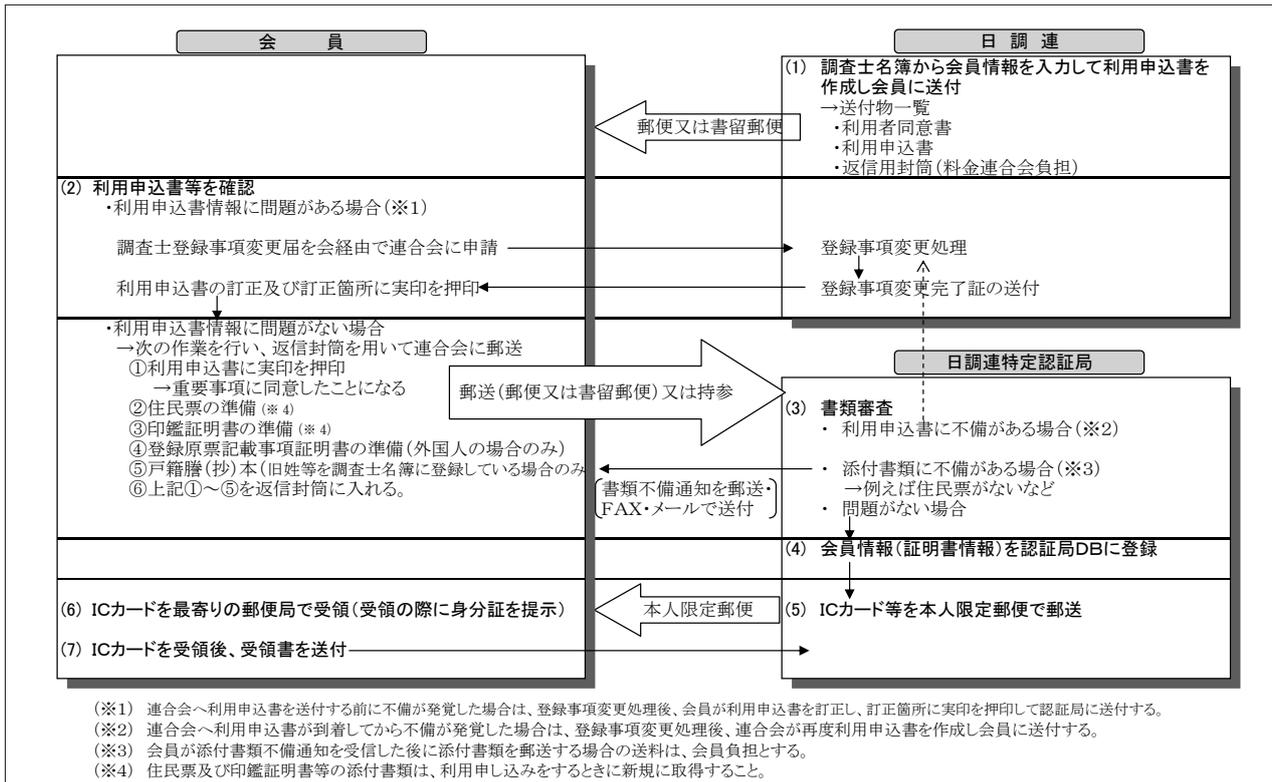
一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（ivページ）」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード等発行までの流れは、下記の(1)～(7)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。（平成18年1月現在）

電子証明書を取得するまでの流れ



土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(<http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls>)をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX(03-3942-0197)及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail(半角) ○ Tel(半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書
次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。
 - ・ 自署(氏名)
 - ・ 実印を押印
 - ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

③ 受領書返送用封筒

④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。このPINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。

また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。

(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様は調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

1. オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のをダウンロードすることを奨励します。

2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

「<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>」を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び日調連HP(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)等で最新のをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成19年11月末日現在で7,018枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への2回目の発行については、1証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」とおりです。

さらに、証明書発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしく申し上げます。

証明書発行費用の支払い方法

1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・ H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・ H24.1月以降 : 10,000円（税込）

2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 江戸川橋支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1018169
- ・ 振込者名 : 口座名義ではなく下記(※)の数字7桁を入力
(※)会番号2桁(※)+登録番号5桁(例:東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		